

青森県障害福祉サービス実施計画 (第4期計画)

平成27年3月

青 森 県

誰もが生き生きと安心して暮らせる

共生社会づくりを目指して



県では、障害者施策推進の基本計画である「第3次青森県障害者計画」に基づき、“誰もが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会を目指して”、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいるところです。

この度、障害福祉サービスの提供体制の確保等について計画的な推進を図るため、「青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画）」を策定しました。この計画では、前期の実績を踏まえ、新たに成果目標と目標達成のための推進方策を掲げ、個々の施策の推進を図ることとしています。

引き続き、市町村を始め、関係者の皆様の協力を得ながら、障害福祉サービス等に関わる施策を着実に進め、保健・医療・福祉・介護それぞれの機関の連携をより一層強めるとともに、教育・就労分野における取組と一体となって、年齢や障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域の中で、誰もが共に支え合い、生きがいを持って、自立し、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。

結びに、計画の策定に御協力いただきました青森県障害者施策推進協議会の委員を始め、多くの皆様から貴重な御意見を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

青森県知事 三村 申吾

目 次

I はじめに

1 趣旨	2
2 基本理念と基本的目標	3
3 計画の性格と位置付け	3
4 設定期間	3
5 圏域の設定	4
6 他計画との関係	5
7 策定後の調査、分析及び評価	5

II 障害保健福祉の現状

1 障害者手帳所持者の状況	6
2 精神障害者の入退院の状況	8
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系	9
4 障害福祉サービス事業者の指定の状況	11
5 第3期計画の指定障害福祉サービスの進捗と課題	12
6 障害者の雇用・就業の状況	20

III 成果目標と推進方策

1 計画の全体イメージ	23
2 地域生活支援拠点等の整備	24
3 福祉施設入所者の地域生活への移行	24
4 入院中の精神障害者の地域生活への移行	26
5 福祉施設から一般就労への移行	27

IV 成果目標達成のための活動指標

1 指定障害福祉サービス等の見込量	29
2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	37
3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃	37

V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備	39
2 相談支援の提供体制の確保	40
3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上	40
4 障害者の生活を支援する人材の育成	42
5 障害者虐待防止のための職員の資質向上	43

VI 地域生活支援事業

1 市町村が実施する地域生活支援事業	44
2 県が実施する地域生活支援事業	46
3 基本的目標の達成を図るために	53

VII 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組

1 教育行政における支援	54
2 雇用行政における支援	55
3 農業行政における支援	55
4 福祉行政における支援	55

I はじめに

平成18年4月、障害のある人々が利用できるサービスを一元化し、障害者の地域生活と就労の推進を図ることを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、平成25年4月(一部は平成26年4月)に施行されました。

「障害者総合支援法」の主なポイントは、次のとおりです。

① 目的・理念

「自立」という表現に代わって「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害福祉サービスによる支援に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととした。

② 障害者の範囲の見直し

支援の対象として、身体障害者、知的障害者、精神障害者のほか、一定の難病(平成27年1月現在151疾病)の患者が加えられた。

③ 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」から障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」に改められた。

④ 障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、ケアホームはグループホームに一元化された。また、「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象が拡大された。

⑤ 地域生活支援事業の見直し

市町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加された。都道府県については、意思疎通支援を行う特に専門性の高い者の養成・派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る広域的な対応が必要な事業が追加された。

⑥ サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項を増やすほか、いわゆるPDCAサイクルにそって計画を見直すことを規定し、サービス提供体制を計画的に整備することとした。

⑦ 検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方など幅広い内容について、法律施行後3年を目途に検討を行い、所要の措置を講ずることとした。

1 趣旨

この計画は、平成25年3月に策定した障害者施策推進の基本計画である「第3次青森県障害者計画」の基本理念（※）を踏まえ、次に掲げる点に配慮しつつ、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、青森県における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の計画的な確保を図ることを目的としています。

（1）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

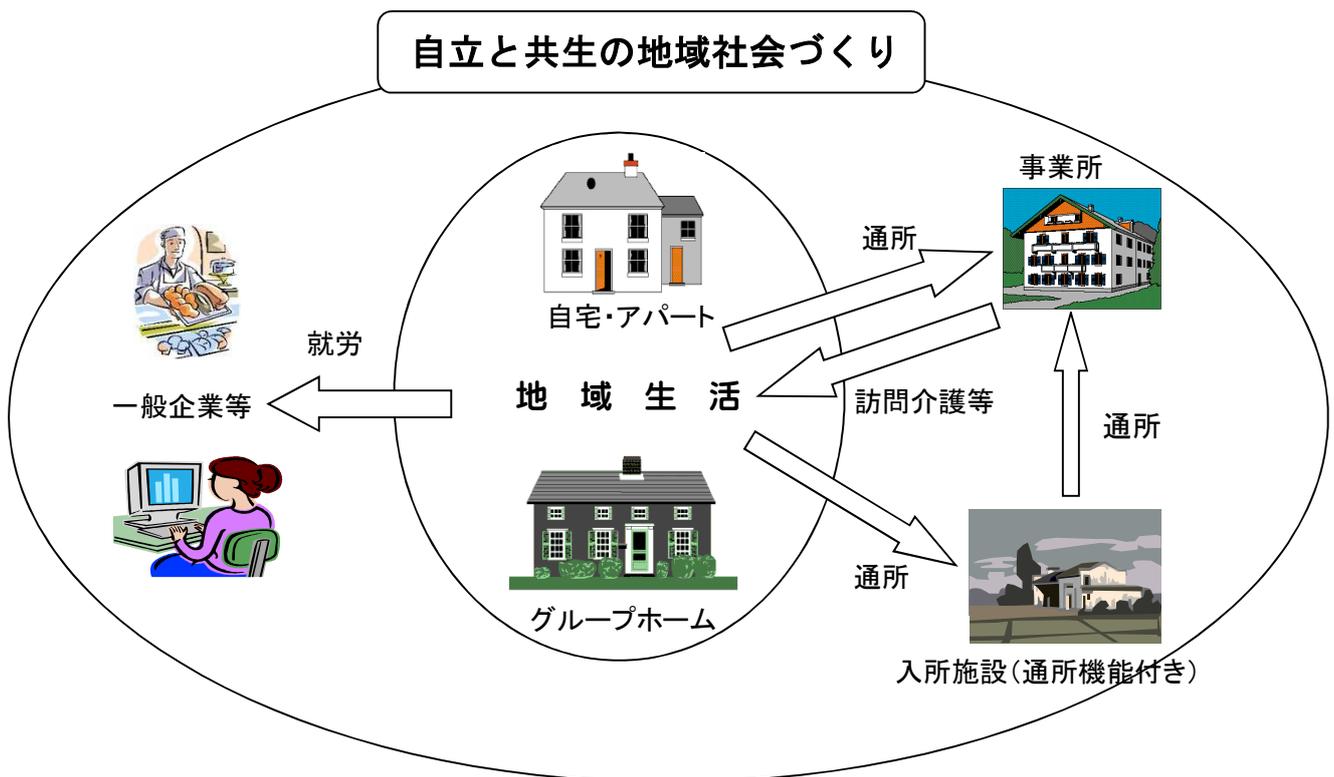
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ります。

（2）障害福祉サービスの充実と均てん化

身近な地域で、必要な時に適宜必要なサービスや支援が得られるなど、サービスの充実を図るとともに、地域間での障害福祉サービスの均てん化を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えることのできる体制を整備します。



※「第3次青森県障害者計画」の基本理念

「インクルーシブ社会」の理念を踏まえ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

2 基本理念と基本的目標

(1) 基本理念

障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします

(2) 基本的目標

基本理念のもと、国の基本指針及び本県の第3期計画の実績を踏まえ、本県の基本的目標を次のとおり定めます。

■第3期計画の実績

	第3期計画の主な目標			実績	
	内容	H17	H26	H25	達成率
1	訪問系サービス（居宅介護など）の利用人数	1,259	2,136	1,962	92%
2	日中活動系サービス（生活介護や就労継続支援など）の利用人数	4,492	8,620	8,621	100%
3	障害者支援施設入所者数	2,873	2,573	2,567	100%
4	グループホーム利用者数	463	1,537	1,402	91%
5	福祉施設（※1）から一般就労への移行者数	16	64	（※2）87	136%

※1 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を行う事業所

※2 H24の実績

① 障害者がその人らしく自立できるようなニーズに合った障害福祉サービスの充実

障害のある人が県内どこに住んでいても、その人らしく自立し必要なサービスが受けられるよう障害福祉サービスの充実を図ります。

② 障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進

障害者が自立し住み慣れた地域において生活できるよう、グループホーム等の充実を図り、障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行を推進します。

③ 障害者が自立し安心した生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進

障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図れるような支援体制の整備に努めます。

④ 障害者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

障害者が安心した生活を送れるよう、専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに質の高い人材育成に努めます。

3 計画の性格と位置付け

- ・障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」
- ・「第3次青森県障害者計画」の「生活支援の充実」の事項に掲げられている障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

4 設定期間

- ・平成27年度から平成29年度までの3年間とします。
- ・平成29年度には達成状況等を点検・評価するほか、毎年度中間評価を行います。これに伴い、計画における目標等について計画期間中でも見直す場合があります。

5 圏域の設定

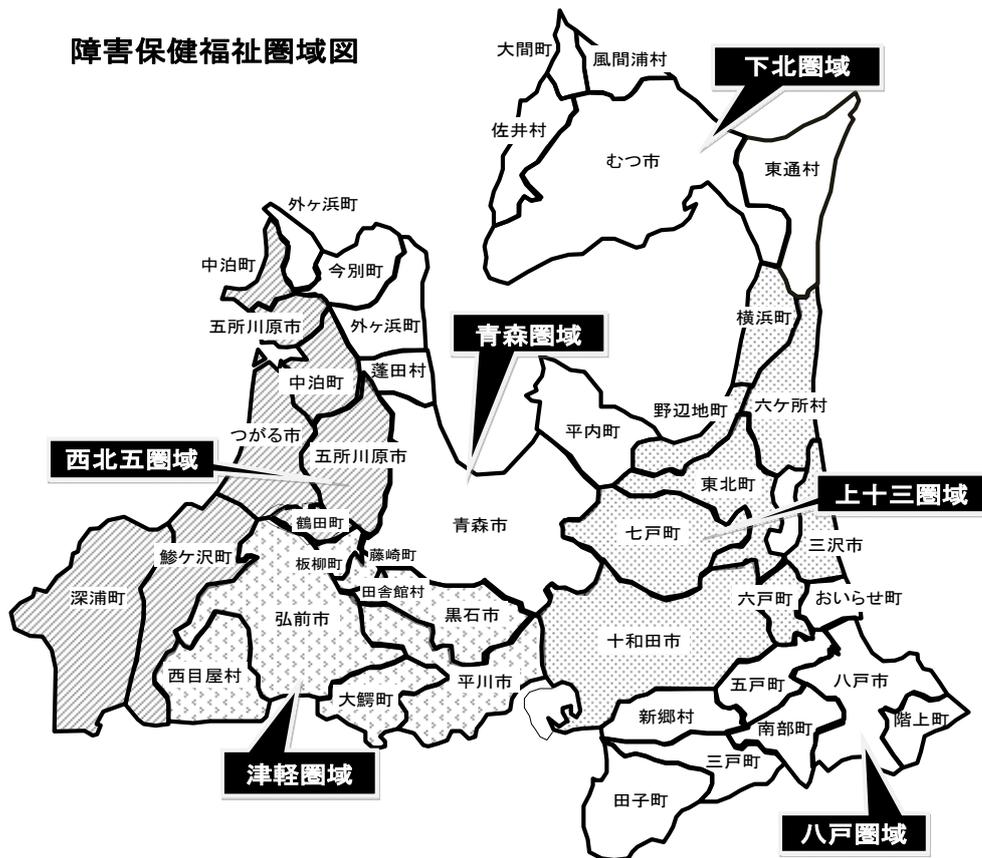
障害保健福祉圏域については、第3次青森県障害者計画で定めている6つの圏域によることとします。なお、事業によっては圏域を越えて実施する場合があります。

(単位:人)

圏域名	圏域人口と手帳交付人数			構成市町村
	区分	平成23年3月末	平成26年3月末	
青森地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	314,212		青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
	身体障害者	13,817	14,243	
	知的障害者	2,381	2,510	
	精神障害者	1,995	2,546	
	障害者計	18,193	19,299	
津軽地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	294,242		弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	身体障害者	14,031	14,978	
	知的障害者	2,247	2,417	
	精神障害者	1,865	2,295	
	障害者計	18,143	19,690	
八戸地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	325,957		八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	身体障害者	13,485	13,701	
	知的障害者	2,760	2,984	
	精神障害者	2,237	2,743	
	障害者計	18,482	19,428	
西北五地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	134,993		五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	身体障害者	7,223	7,189	
	知的障害者	1,325	1,529	
	精神障害者	950	1,058	
	障害者計	9,498	9,776	
下北地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	75,787		むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	身体障害者	3,653	3,850	
	知的障害者	824	886	
	精神障害者	405	513	
	障害者計	4,882	5,249	
上十三地域 障害保健 福祉圏域	圏域人口	177,284		十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	身体障害者	8,131	8,380	
	知的障害者	1,536	1,479	
	精神障害者	1,094	1,247	
	障害者計	10,761	11,106	
合計	人口	1,322,475		
	身体障害者	60,340	62,341	
	知的障害者	11,073	11,805	
	精神障害者	8,546	10,402	
	障害者計	79,959	84,548	

※ 圏域人口：平成26年9月1日県推計人口 手帳人数：県調査

障害保健福祉圏域図



6 他計画との関係

この計画は、本県の基本計画である「青森県基本計画未来を変える挑戦」、「青森県老人福祉計画」、「青森県介護保険事業支援計画」、「青森県子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図っています。

7 策定後の調査、分析及び評価

障害保健福祉圏域ごとのサービス提供状況その他具体的事業等の状況はホームページ等の各種媒体により公表します。また、成果目標、活動指標等については、毎年実績を調査し、青森県障害者施策推進協議会等の会議において障害者施策の動向を踏まえながら分析・評価し、県民、事業者、関係団体、市町村等の協力を得ながら各事業の推進を図ります。

II 障害保健福祉の現状

1 障害者手帳所持者の状況

青森県で交付している障害者手帳には、(1) 身体障害者手帳、(2) 愛護(療育)手帳(※)、(3) 精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

手帳の交付状況の推移をみると、知的障害者及び精神障害者が増加傾向にあります。

※ 青森県では、知的障害者に交付する手帳を「愛護手帳」という名称で使用しています。

(人)

障害種別	19年度	22年度	25年度	増加率(6年間)
身体障害者	60,769	60,340	62,341	2.5%
知的障害者	10,262	11,073	11,805	13.1%
精神障害者	7,806	8,546	10,402	25.0%
合計	78,837	79,959	84,548	6.8%

(1) 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を障害種別にみると、内部障害が増加傾向にあります。

(人)

障害種別	19年度	22年度	25年度	増加率(6年間)
視覚障害	4,236	3,971	3,805	△11.3%
聴覚・平衡機能障害	5,480	5,125	5,212	△5.1%
言語・音声機能障害	543	534	538	△0.9%
肢体不自由	33,992	33,069	33,747	△0.7%
内部障害	16,518	17,641	19,039	13.2%
合計	60,769	60,340	62,341	2.5%

① 身体障害者(18歳以上の者への交付者数)

平成26年3月31日現在の交付者数は、61,344人で、構成比では視覚障害6.1%、聴覚・平衡機能障害8.3%、音声・言語機能障害0.9%、肢体不自由54.0%、内部障害30.7%となっています。

(平成26年3月31日現在)

(人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障害	1,529	970	238	256	397	379	3,769 (6.1%)	(6.8%)
聴覚・平衡機能障害	81	1,366	618	1,120	27	1,891	5,103 (8.3%)	(8.4%)
言語・音声機能障害	12	21	352	150	0	0	535 (0.9%)	(1.2%)
肢体不自由	8,790	6,967	5,875	8,159	2,316	1,017	33,124 (54.0%)	(54.9%)
内部障害	12,854	98	2,660	3,201	0	0	18,813 (30.7%)	(28.7%)
合計	23,266	9,422	9,743	12,886	2,740	3,287	61,344 (100.0%)	(100.0%)

② 身体障害児(18歳未満の児童への交付者数)

平成26年3月31日現在の交付者数は、997人で、構成比では視覚障害3.6%、聴覚・平衡機能障害10.9%、音声・言語機能障害0.3%、肢体不自由62.5%、内部障害22.7%となっています。

(平成26年3月31日現在)

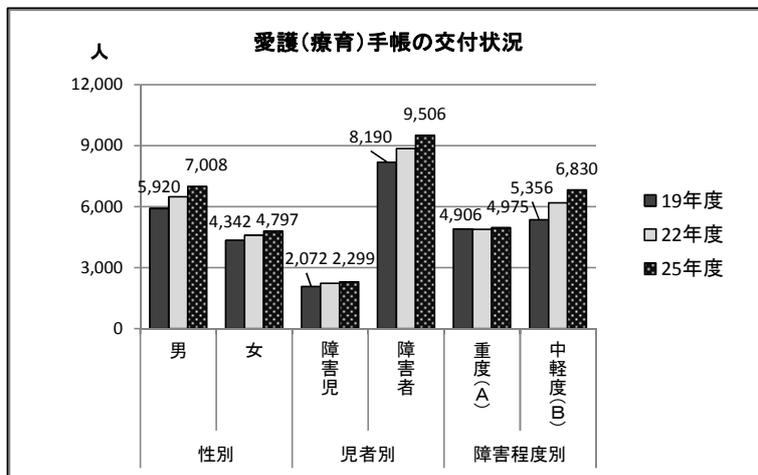
(人)

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	全国の構成比
視覚障害	21	2	2	2	9	0	36 (3.6%)	(4.9%)
聴覚・平衡機能障害	0	38	21	11	0	39	109 (10.9%)	(16.1%)
言語・音声機能障害	0	0	0	3	0	0	3 (0.3%)	(0.9%)
肢体不自由	323	153	42	40	29	36	623 (62.5%)	(60.4%)
内部障害	124	0	45	57	0	0	226 (22.7%)	(17.7%)
合計	468	193	110	113	38	75	997 (100.0%)	(100.0%)

(2) 愛護(療育)手帳の交付状況

青森県では、知的障害者(児)に対する一貫した指導、相談を行うとともに、各種援護助成措置を受けやすくすることを目的として、昭和49年から愛護手帳(療育手帳)を交付しています。

平成26年3月31日現在の交付者数は、11,805人で、性別では男59.4%、女40.6%、児者別では児19.5%、者80.5%、障害種別では重度42.1%、中軽度57.9%となっています。また、全体的に増加傾向にあります。



(平成26年3月31日現在)

(人)

	性別		児者別		程度別		総数
	男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)	
本県の人数	7,008	4,797	2,299	9,506	4,975	6,830	11,805
構成比	(59.4%)	(40.6%)	(19.5%)	(80.5%)	(42.1%)	(57.9%)	(100.0%)
全国の構成比	-	-	(25.4%)	(74.6%)	(40.5%)	(59.5%)	(100.0%)

※重度(A)と中軽度(B)の区分について

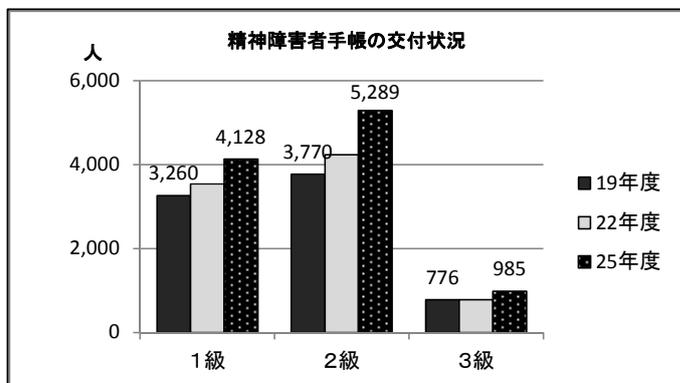
愛護(療育)手帳は、県内児童相談所又は青森県障害者相談センター(知的障害者更生相談所)において、知的障害者と判定された方に対して交付されます。

	基準
重度(A)	①知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当すること ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする ・異食、興奮などの問題行動を有する ②知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等の身体障害等級が3級以上
中軽度(B)	重度(A)以外

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

青森県では、精神障害者の保健福祉向上を目的として、平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

平成26年3月31日現在の交付者数は10,402人で、1級、2級が多くを占め、全ての級で増加傾向にあります。



(平成26年3月31日現在)

等級別	交付者数	全国の構成比
1級	4,128 (39.7%)	(14.2%)
2級	5,289 (50.8%)	(60.9%)
3級	985 (9.5%)	(24.9%)
合計	10,402 (100.0%)	(100.0%)

2 精神障害者の入退院の状況

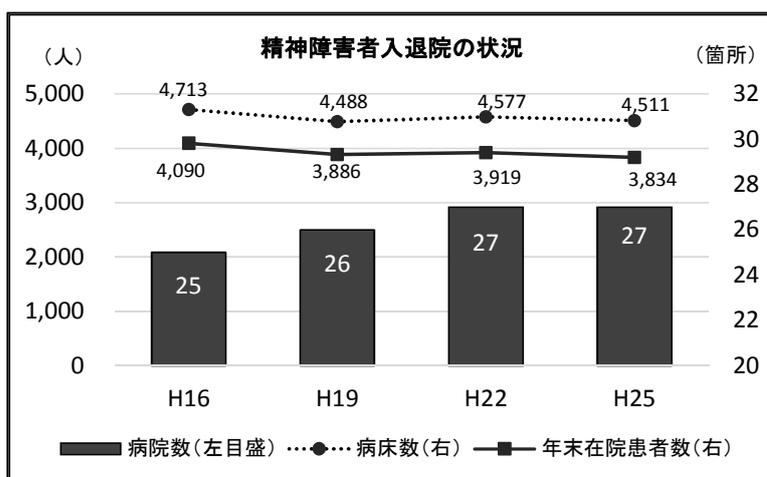
精神科病院への入退院状況をみると、病床数及び在院患者数は概ね減少傾向にあります。

(各年度12月31日現在)

(単位：箇所、人)

区分	16年度	19年度	22年度	25年度
病院数	25	26	27	27
病床数	4,713	4,488	4,577	4,511
前年末在院患者数	4,085	3,996	3,936	3,865
入院患者数※	5,170	5,270	5,730	6,085
退院患者数※	5,165	5,380	5,747	6,116
本年末在院患者数	4,090	3,886	3,919	3,834

※1月1日から12月31日までに入院(退院)した患者数



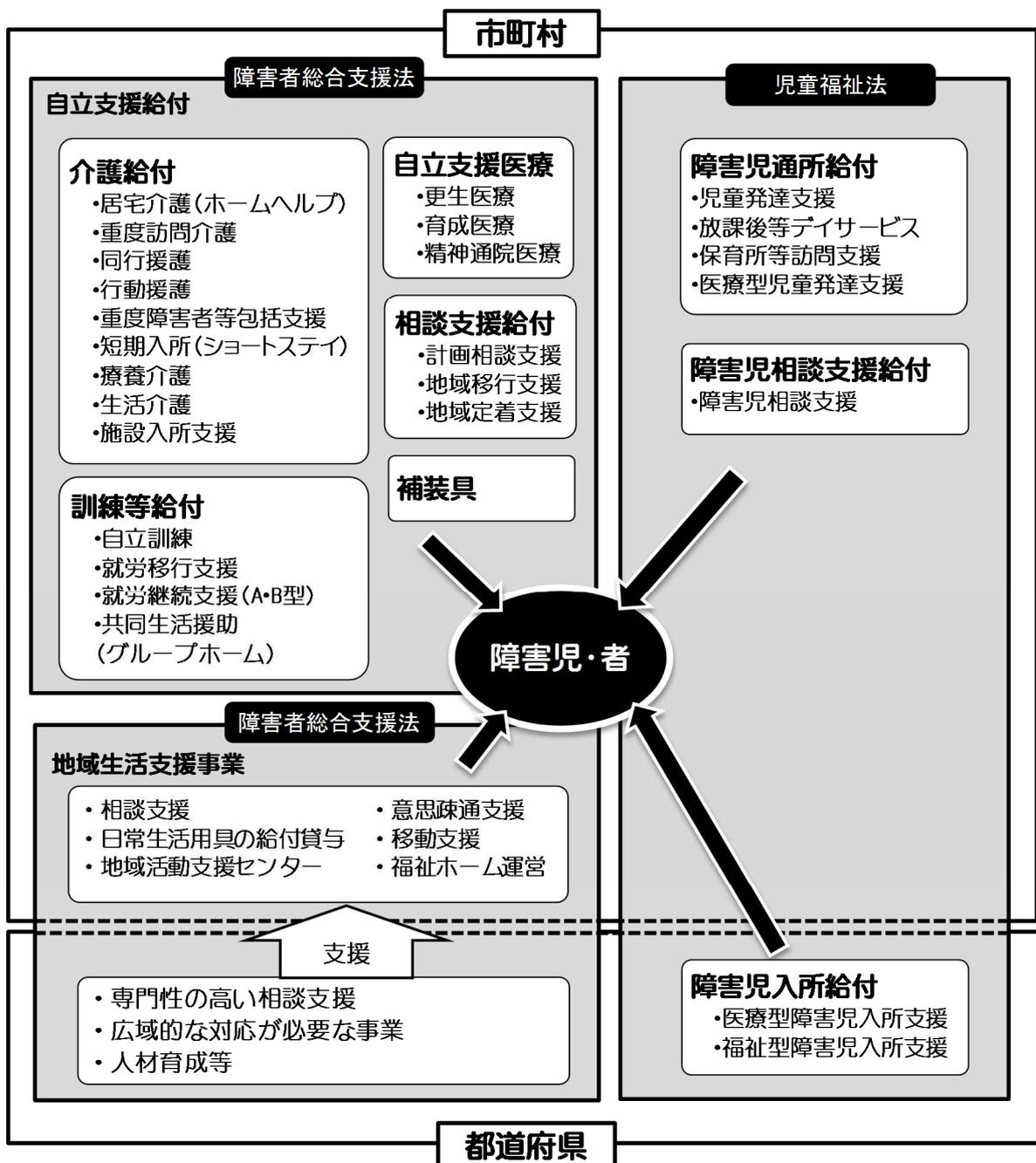
3 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系

【障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な給付システムの全体像】

障害者を支援するサービスには、障害者総合支援法に基づいて個別に支給が行われる「自立支援給付」と、市町村等の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」のうち介護給付と訓練等給付を「障害福祉サービス」といい、介護の支援を受ける場合の介護給付と訓練等の支援を受ける訓練等給付とでは、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

また、障害児を支援するサービスとして、児童福祉法に基づいて行われる障害児の通所や入所、相談支援に係る給付があります。



【サービスの種類】

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	計画相談支援	障害福祉サービス、地域相談支援を利用する人にサービス利用計画の作成・モニタリングを行います。	
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所（院）している人に住宅の確保など地域生活に移行するための相談等を行います。	
	地域定着支援	地域生活に移行した人、単身で生活している人に、連絡体制を確保し必要に応じた相談を行います。	
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	
	放課後等デイサービス	就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、創作的活動などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対し、施設を訪問し集団生活への適応のための支援を行います。	
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	
	医療型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	
	福祉型障害児入所支援	障害をもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。	
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児の障害児支援利用計画の作成・モニタリングを行います。	

4 障害福祉サービス事業者の指定の状況

〔指定障害福祉サービス事業者の状況〕（平成26年10月1日現在）

（か所・人）

圏域	訪問系サービス		生活介護		自立訓練 （機能訓練）		自立訓練 （生活訓練）		就労移行 支援		就労継続 支援（A型）		就労継続 支援（B型）	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	175	-	32	1,234			10	143	10	93	15	245	36	706
津軽	194	-	27	905			9	125	8	78	8	148	27	576
八戸	88	-	33	937	1	6	11	130	22	190	9	153	41	831
西北五	109	-	15	457	3	30	6	126	10	114	8	140	14	265
下北	40	-	5	200			2	40	3	36	2	45	6	134
上十三	93	-	18	612			7	107	6	73	6	85	28	605
計	699	-	130	4,345	4	36	45	671	59	584	48	816	152	3,117

圏域	療養介護		短期入所		共同生活 援助		施設入所 支援		計画相談 支援		地域移行 支援		地域定着 支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	1	200	15	45	23	427	16	721	25	-	14	-	14	-
津軽			19	62	21	293	15	624	25	-	10	-	10	-
八戸	3	170	18	69	24	388	12	630	33	-	12	-	12	-
西北五			10	43	37	345	7	234	19	-	11	-	11	-
下北			6	9	4	45	4	160	4	-	3	-	3	-
上十三			12	20	21	223	10	460	13	-	12	-	12	-
計	4	370	80	248	130	1,721	64	2,829	119	-	62	-	62	-

圏域	児童発達 支援		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援		医療型児童 発達支援		医療型児童 入所支援		福祉型児童 入所支援		障害児 相談支援	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
青森	4	27	14	133	1	-	1	5	1	120	2	36	17	-
津軽	2	20	18	205	2	-					3	85	18	-
八戸	2	8	20	207	3	-	1	40	3	170	1	70	28	-
西北五	4	35	6	55		-					1	30	13	-
下北			2	30		-					1	30	3	-
上十三	6	45	11	115		-					1	40	11	-
計	18	135	71	745	6	-	2	45	4	290	9	291	90	-

〔事業者数の平成23年との比較〕

（単位：箇所）

	訪問系 サービス	生活介護	自立訓練 （機能訓練）	自立訓練 （生活訓練）	就労移行 支援	就労継続 支援（A型）	就労継続 支援（B型）	療養介護	短期入所	共同生活 援助	施設入所 支援	児童発達支援・ 放課後等デイ サービス
H23年10月	280	87	5	29	46	25	94	1	86	104	38	41
H26年10月	699	130	4	45	59	48	152	4	80	130	64	89

5 第3期計画の指定障害福祉サービスの進捗と課題

(1) 指定障害福祉サービスの圏域ごとの状況

計画及び実績とも1か月分のサービス量です。26年度の実績は見込値とし、さらに圏域人口千人当たりの実績量、計画に対する進捗率を掲載しています。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

青森・津軽・西北五圏域と八戸・下北・上十三圏域とでサービス量に較差があり、そのことが進捗率に影響を及ぼしています。県全体の進捗率は100%を超えていますが、八戸圏域では約60%、上十三圏域は86%となっています。(単位:時間)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	10,526	12,589	11,035	15,504	49.4	140.5%
津軽	7,976	8,299	8,464	8,887	30.2	105.0%
八戸	3,545	3,855	7,076	4,192	12.9	59.2%
西北五	4,828	5,201	5,701	5,586	41.4	98.0%
下北	1,255	1,386	1,155	1,421	18.7	123.0%
上十三	4,111	3,983	5,014	4,307	24.3	85.9%
計	32,241	35,313	38,445	39,897	30.2	103.8%
人数置換	1,791人	1,962人	2,136人	2,217人		

※ 人数は1人当たり18時間(1か月の平均的な利用時間数)で算定

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑨短期入所事業〕

就労移行支援事業は計画の見込値に比べ進捗率が低くなっており、就労継続支援B型では進捗率は100%を超えています。

② 生活介護事業

(単位:人日)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	17,647	17,990	17,310	19,446	61.9	112.3%
津軽	16,719	16,257	16,011	16,945	57.6	105.8%
八戸	16,469	17,241	14,492	17,767	54.5	122.6%
西北五	8,733	9,599	9,446	10,108	74.9	107.0%
下北	5,308	5,334	4,898	5,437	71.5	111.0%
上十三	9,679	10,004	10,977	10,347	58.5	94.3%
計	74,555	76,425	73,134	80,050	60.6	109.5%
人数置換	3,728人	3,821人	3,657人	4,003人		

※ 人数は1人当たり20日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(注) 人日=述べ利用日数

③ 自立訓練事業（機能訓練） （単位：人日）

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	11	17	556	17	0.1	3.1%
津軽	0	22	60	44	0.1	73.3%
八戸	5	8	311	8	0.0	2.6%
西北五	296	418	412	470	3.5	114.1%
下北	0	0	22	0	0	0%
上十三	0	0	71	0	0	0%
計	312	465	1,432	539	0.4	37.6%
人数置換	16人	23人	72人	27人		

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

④ 自立訓練事業（生活訓練） （単位：人日）

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1,817	1,799	3,149	1,838	5.9	58.4%
津軽	1,131	1,228	2,748	1,341	4.6	48.8%
八戸	1,647	1,788	1,548	1,425	4.4	92.1%
西北五	1,799	1,911	3,002	2,136	15.8	71.2%
下北	496	543	718	494	6.5	68.8%
上十三	1,595	1,618	1,431	1,554	8.8	108.6%
計	8,485	8,887	12,596	8,788	6.6	69.8%
人数置換	424人	444人	630人	439人		

※ 人数は1人当たり20日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑤ 就労移行支援事業 （単位：人日）

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1,256	1,195	2,934	1,569	5.0	53.5%
津軽	1,083	988	2,150	1,055	3.6	49.1%
八戸	2,301	2,127	4,470	2,068	6.3	46.3%
西北五	517	535	1,308	768	5.7	58.7%
下北	307	386	676	419	5.5	62.0%
上十三	2,258	2,122	1,629	1,595	9.0	97.9%
計	7,722	7,365	13,167	7,474	5.7	56.8%
人数置換	429人	409人	732人	415人		

※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑥ 就労継続支援（A型）事業 (単位：人日)

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	3,163	3,839	2,865	4,695	15.0	163.9%
津軽	1,514	1,873	2,280	2,186	7.4	95.9%
八戸	3,014	2,763	2,963	2,810	8.6	94.8%
西北五	2,366	2,587	2,031	2,798	20.7	137.8%
下北	567	689	910	753	9.9	82.7%
上十三	1,612	964	1,068	1,132	6.4	106.0%
計	12,236	12,715	12,117	14,374	10.9	118.6%
人数置換	680人	706人	673人	799人		

※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑦ 就労継続支援（B型）事業 (単位：人日)

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	8,528	10,364	11,515	11,885	37.9	103.2%
津軽	8,039	8,386	7,443	8,757	29.8	117.7%
八戸	10,994	12,591	10,545	14,208	43.6	134.7%
西北五	5,890	6,248	6,633	6,673	49.4	100.6%
下北	2,236	2,422	1,945	2,584	34.0	132.9%
上十三	6,996	7,661	7,271	9,812	55.4	134.9%
計	42,683	47,672	45,352	53,919	40.8	118.9%
人数置換	2,371人	2,648人	2,520人	2,996人		

※ 人数は1人当たり18日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑧ 療養介護事業 (単位：人)

圏域	24年度	25年度	26年度（見込み）			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	59	58	63	58	0.2	92.1%
津軽	52	55	61	51	0.2	83.6%
八戸	65	63	70	69	0.2	98.6%
西北五	44	39	46	39	0.3	84.8%
下北	14	14	47	14	0.2	29.8%
上十三	48	43	50	44	0.2	88.0%
計	282	272	337	275	0.2	81.6%

⑨ 短期入所事業

利用者は増加傾向にあり、進捗率は全体で80%以上となっていますが、圏域により較差が見られます。

(単位:人日)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	302	388	602	378	1.2	62.8%
津軽	584	621	733	715	2.4	97.5%
八戸	418	512	833	512	1.6	61.5%
西北五	578	777	851	955	7.1	112.2%
下北	125	144	168	117	1.5	69.6%
上十三	167	160	280	183	1.0	65.4%
計	2,174	2,602	3,467	2,860	2.2	82.5%
人数置換	217人	260人	347人	286人		

※ 人数は1人当たり10日(1か月の平均的な利用日数)で算定

【居住系サービス】〔(⑩共同生活援助事業～⑪施設入所支援事業)〕

圏域ごとに差がありますが、進捗率は全体でほぼ100%となっています。

⑩ 共同生活援助事業

(単位:人)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	205	225	254	248	0.8	97.6%
津軽	257	278	305	285	1.0	93.4%
八戸	276	315	384	375	1.2	97.7%
西北五	295	313	303	325	2.4	107.3%
下北	61	77	61	76	1.0	124.6%
上十三	179	194	230	218	1.2	94.8%
計	1,273	1,402	1,537	1,527	1.2	99.3%

⑪ 施設入所支援事業

障害者支援施設における夜間等の介護サービスで、実績は入所者数を意味します。26年度の実績は計画を上回る（入所者の削減が進んでいない）状況となっています。

(単位:人)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	548	542	539	544	1.7	100.9%
津軽	537	518	509	522	1.8	102.6%
八戸	568	555	524	556	1.7	106.1%
西北五	311	327	349	335	2.5	96.0%
下北	219	216	232	219	2.9	94.4%
上十三	413	409	420	413	2.3	98.3%
計	2,596	2,567	2,573	2,589	2.0	100.6%

【相談支援】〔⑫計画相談支援事業～⑭地域定着支援事業〕

地域相談支援事業（地域移行支援事業・地域定着支援事業）は、利用実績がほとんどない状況にあり、今後地域移行を進めるために利用の促進を図る必要があります。

⑫ 計画相談支援事業

(単位:人)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	148	321	557	280	0.9	50.3%
津軽	41	126	959	250	0.9	26.1%
八戸	37	201	310	211	0.6	68.1%
西北五	72	154	428	154	1.1	36.0%
下北	41	68	594	104	1.4	17.5%
上十三	13	87	662	159	0.9	24.0%
計	352	957	3,510	1,158	0.9	33.0%

⑬ 地域移行支援事業

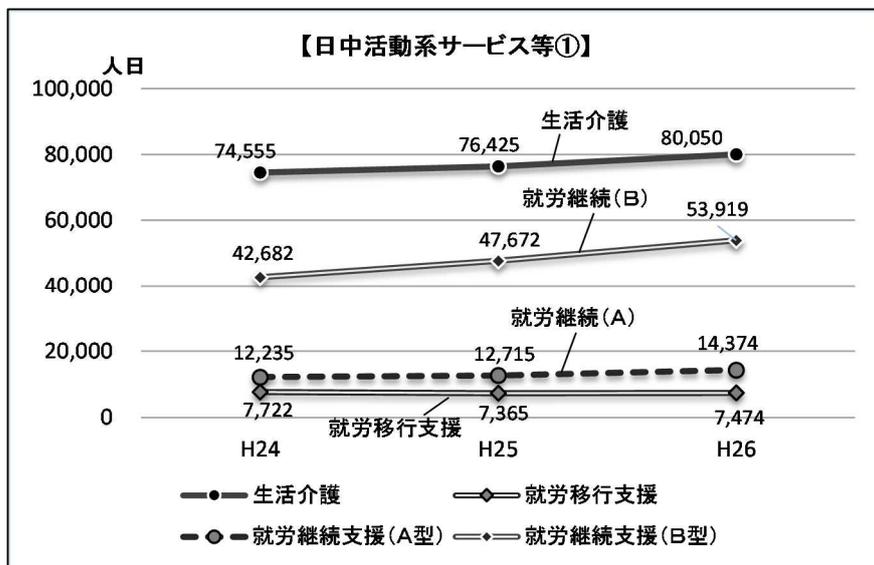
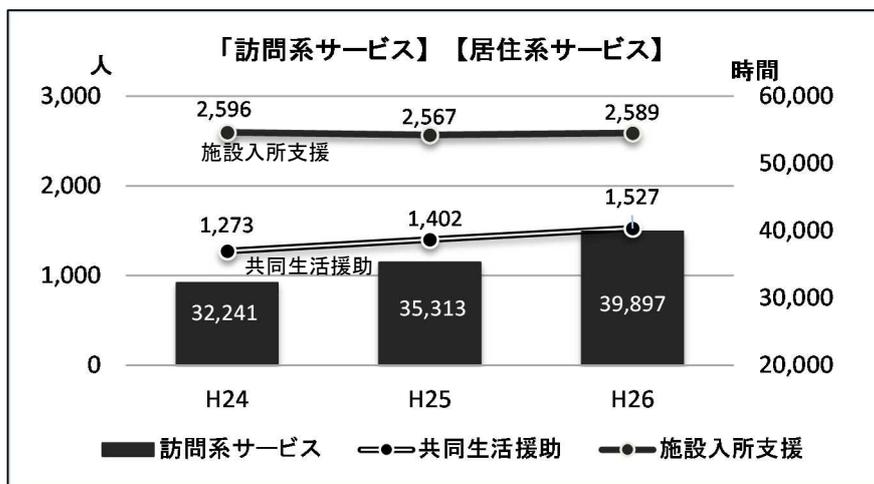
(単位:人)

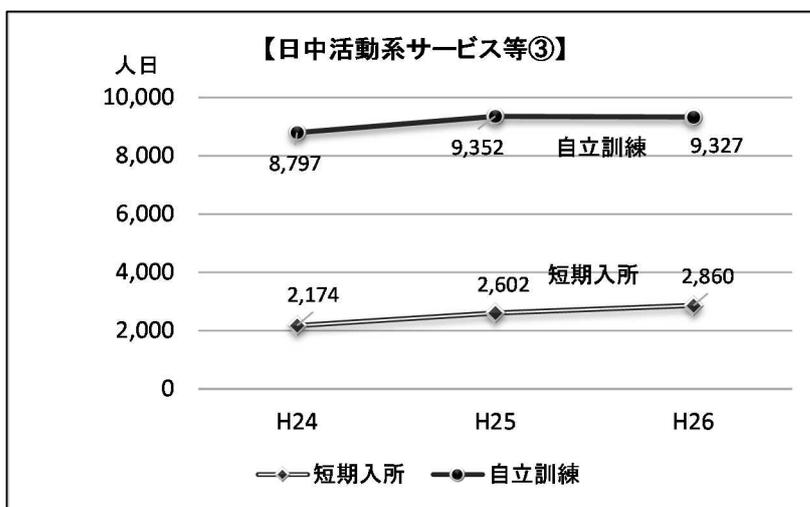
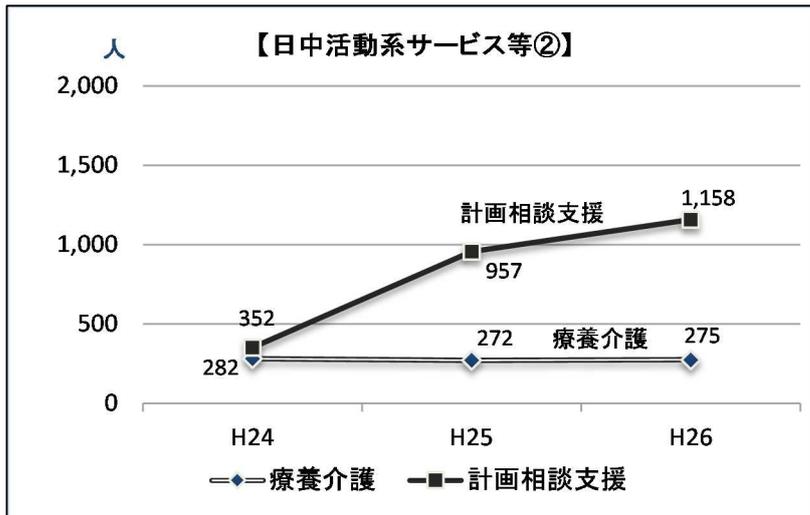
圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	1	1	23	8	0.0	34.8%
津軽	1	7	53	3	0.0	5.7%
八戸	0	0	60	0	0.0	0.0%
西北五	1	3	31	3	0.0	9.7%
下北	0	0	11	0	0.0	0.0%
上十三	0	0	9	3	0.0	33.3%
計	3	11	187	17	0.0	9.1%

⑭ 地域定着支援事業

(単位:人)

圏域	24年度	25年度	26年度(見込み)			
	実績	実績	計画	実績	人口千人当たりの量	進捗率
青森	2	6	20	6	0.0	30.0%
津軽	3	7	84	8	0.0	9.5%
八戸	0	0	63	0	0.0	0.0%
西北五	0	0	13	0	0.0	0.0%
下北	0	0	9	0	0.0	0.0%
上十三	1	2	17	6	0.0	35.3%
計	6	15	206	20	0.0	9.7%

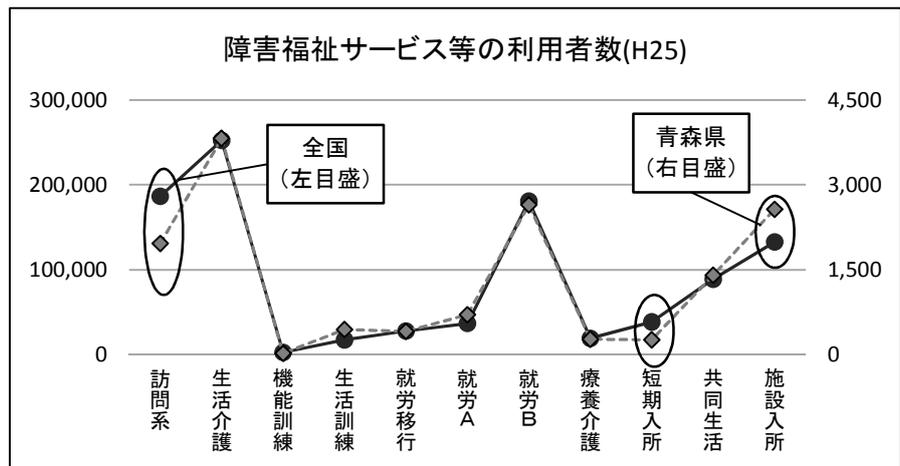




(2) 第3期計画における本県の障害福祉に関する課題

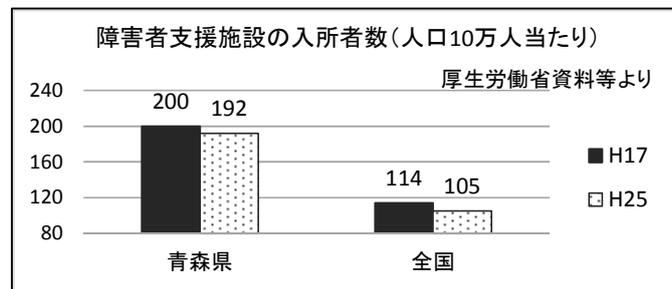
① 障害福祉サービスの利用状況

- ・本県の障害福祉サービスの利用については、全国平均に比べ、①訪問系サービスの利用者が少ない、②短期入所の利用者が少ない、③施設入所支援の利用者が多い、という傾向があります。
- ・障害者が地域に移行し、家庭やグループホームにおいて自立した生活をするには、ホームヘルプなどの訪問系サービスの充実、在宅生活において家族の支援が受けられない場合等の支援として短期入所の充実が必要です。これらのサービスのうち、短期入所については第3期計画を下回る状況であり、また訪問系サービスについては八戸圏域での利用がかなり少ないことが課題です。
- ・地域移行を推進するにあたっては、地域で生活しやすい環境を整備することが大切です。このため、在宅で生活を支援する障害福祉サービスの充実や日常生活上の利便性や社会参加を高める地域生活支援事業の取組が必要です。
- ・就労系サービスは、地域で生活する障害者にとって生活基盤になるものです。このうち、特に進捗に課題がある就労移行支援事業については、障害者の一般就労への移行を促進するサービスであることから、第4期計画において推進する必要があります。



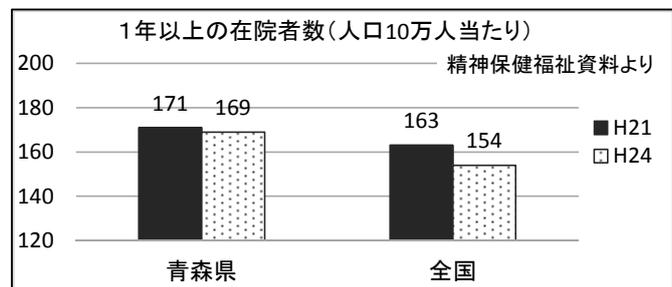
② 障害者支援施設の入所者の状況

- 本県の障害者支援施設の入所者は減少傾向にありますが、全国平均に比べるとかなり多い状況にあります。



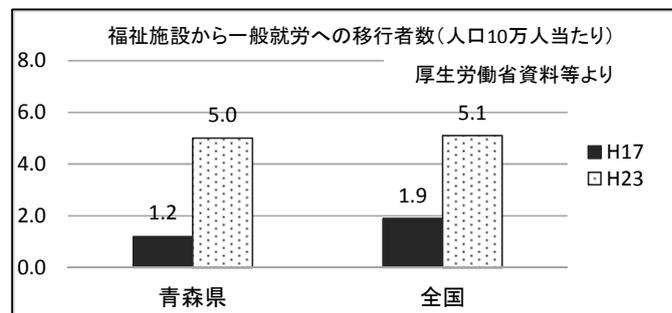
③ 入院中の精神障害者の状況

- 本県の精神科病院における1年以上の在院者数は減少傾向にありますが、人口10万人当たりの在院者数は全国平均に比べると多い状況にあります。



④ 福祉施設における一般就労の状況

- 本県の福祉施設から一般就労した障害者の数は、平成17年から大きく増加しており、人口10万人当たりの人数では全国平均並の状況となっています。

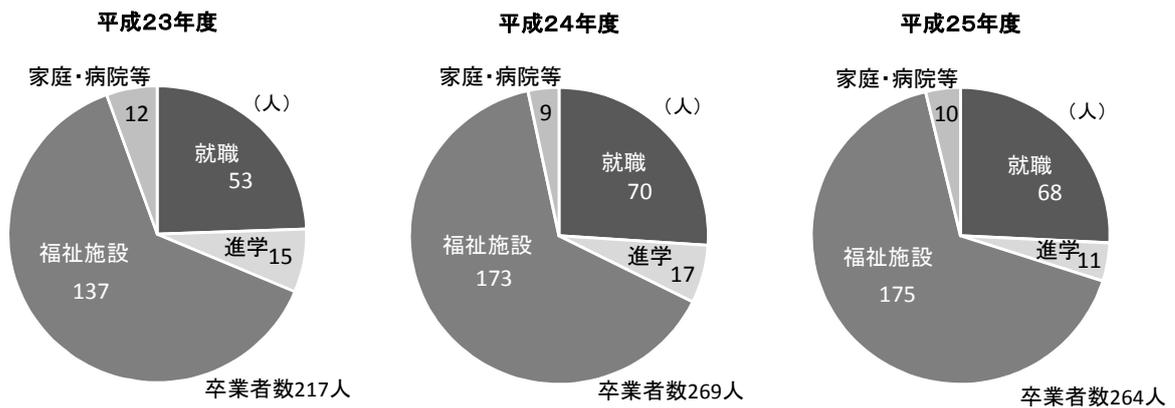


6 障害者の雇用・就業の状況

(1) 特別支援学校高等部卒業者の進路の状況（青森県教育庁）

特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について、平成25年度でみると一般事業所等への就職者は68人で、卒業者に対する割合は25.8%です。この傾向は概ね継続しており、本県の進路については全国とほぼ同じ状況にあると考えられます。

進路	23年度		24年度		25年度		【参考】 全国の状況（割合） （H25年度末）
	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合	卒業者数に 対する割合		
就職者数	53	24.4%	70	26.0%	68	25.8%	27.7%
進学	15	6.9%	17	6.3%	11	4.2%	4.7%
福祉施設	137	63.1%	173	64.4%	175	66.3%	63.9%
家庭・病院等	12	5.6%	9	3.3%	10	3.7%	3.7%
卒業者数	217	100.0%	269	100%	264	100.0%	100.0%



(2) 障害者職業紹介状況（青森労働局）

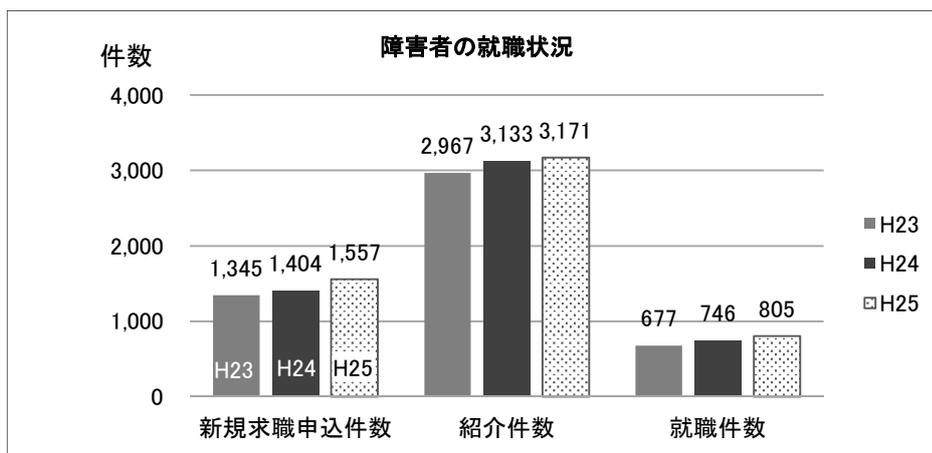
障害者の新規での求職申込件数、紹介件数、就職件数はいずれも年々増加しており、平成25年度の新規求職申込件数は1,557件、就職件数805件となっています。特に精神障害者の求職申込、就職が伸びています。

また、求職する障害者の約50%が就職しています。

〔障害者の就職状況〕（各年度末）

（単位：件）

種別	区分	23年度		24年度		25年度	
		件数	就職率	件数	就職率	件数	就職率
身体障害者	新規求職申込件数	618	49.2%	603	46.6%	669	48.6%
	紹介件数	1,299		1,210		1,383	
	就職件数	304		281		325	
知的障害者	新規求職申込件数	262	60.7%	248	61.3%	284	60.6%
	紹介件数	416		380		345	
	就職件数	159		152		172	
精神障害者	新規求職申込件数	426	47.2%	487	58.3%	529	52.7%
	紹介件数	1,188		1,415		1,300	
	就職件数	201		284		279	
その他障害者	新規求職申込件数	39	33.3%	66	43.9%	75	38.7%
	紹介件数	64		128		143	
	就職件数	13		29		29	
合計	新規求職申込件数	1,345	50.3%	1,404	53.1%	1,557	51.7%
	紹介件数	2,967		3,133		3,171	
	就職件数	677		746		805	
全国の状況	新規求職申込件数	148,358	40.0%	161,941	42.2%	169,522	45.9%
	就職件数	59,367		68,321		77,883	



(3) 障害者委託訓練事業の受講者数

（青森県商工労働部）

県が障害者の能力に適した作業についての職業訓練を民間教育訓練機関や社会福祉法人等に委託し、就職に必要なスキルや職場の環境に適応する能力を身につけ、就職の促進を図ります。

（各年度末）

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度
受講者数	37	61	17
うち就職者数	16	19	14

(4) 障害者試行雇用事業の開始者数 (青森労働局)

事業者が障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、試用期間終了後に本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを提供します。

(各年度末)

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
開始者数	99	39	29
うち就職者数	85	34	20

(5) 職場適応援助者による支援の開始者数 (青森障害者職業センター)

障害者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づき職場適応援助者（ジョブコーチ）を職場に派遣し、直接支援を行います。また、雇用後の職場定着を図るため、障害者自身に対する支援に加え、事業主等に対しても必要な助言を行います。

(各年度末)

(単位：人)

	23年度	24年度	25年度
開始者数	67	73	67

(6) 障害者就業・生活支援センター事業の支援者数 (青森労働局)

職業生活における自立を図るために就業に関する支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近なセンターが必要な指導や助言等を行って、就業支援となる障害者の雇用促進と職業の安定を図ります。

(各年度末)

(単位：人)

		23年度	24年度	25年度
青森	支援者数	268	304	307
	うち就職者数	36	38	58
弘前	支援者数	316	317	327
	うち就職者数	39	38	34
八戸	支援者数	200	206	229
	うち就職者数	40	38	32
つがる	支援者数	202	243	238
	うち就職者数	21	20	16
三沢	支援者数	146	187	222
	うち就職者数	26	26	27
計	支援者数	1,132	1,257	1,323
	うち就職者数	162	160	167

※平成26年度から新たにむつ市に設置されました。

(7) 県内就労継続支援事業所の平均賃金（工賃）の状況

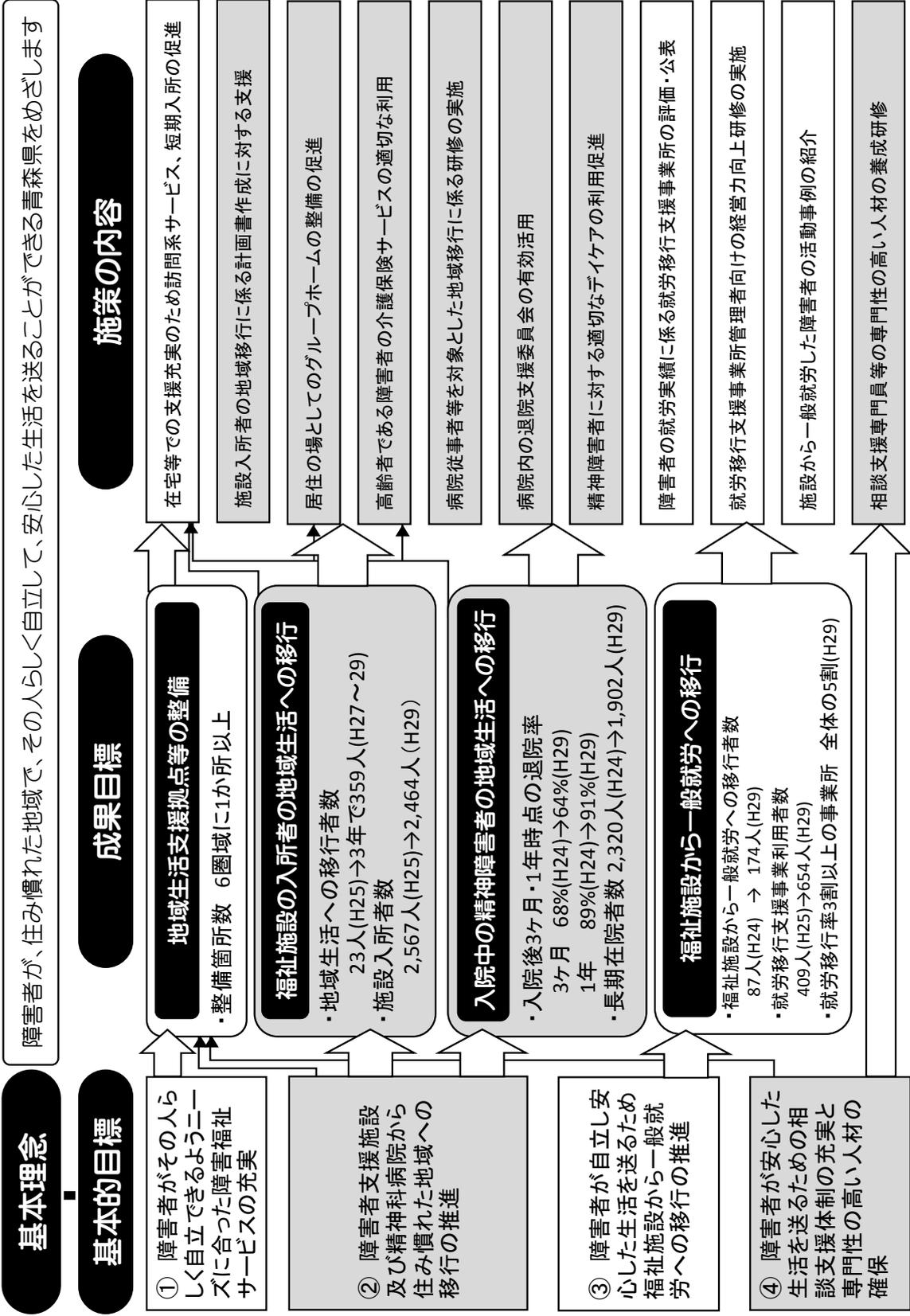
(各年度末)

(単位：(月額)円)

	24年度	25年度
就労継続支援A型	61,298	61,061
就労継続支援B型	11,294	12,125

Ⅲ 成果目標と推進方策

1 計画の全体イメージ



2 地域生活支援拠点等の整備

(1) 成果目標

成果目標	29年度	備考
地域生活支援拠点等の整備	県内6圏域に各1箇所以上	—

障害者の自立支援の観点から、入所（入院）からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等を上記のとおり整備します。

地域生活支援拠点等とは・・・

障害者の自立支援の観点から、障害者の地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援として、たとえば次のような機能を集約した拠点をいう。いわゆるハード（建築物）の整備をめざすものではない。

- ・ 相談（地域生活への移行、親元からの自立に係る相談）
- ・ 体験の機会及び場（一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供）
- ・ 緊急時の対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保）
- ・ 専門性（人材の確保・養成・連携等による専門性の確保）
- ・ 地域の体制づくり（サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等）

また、拠点としてではなく、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制とするなど、各市町村が地域の実情に応じて整備する場合も考えられる。

3 福祉施設入所者の地域生活への移行

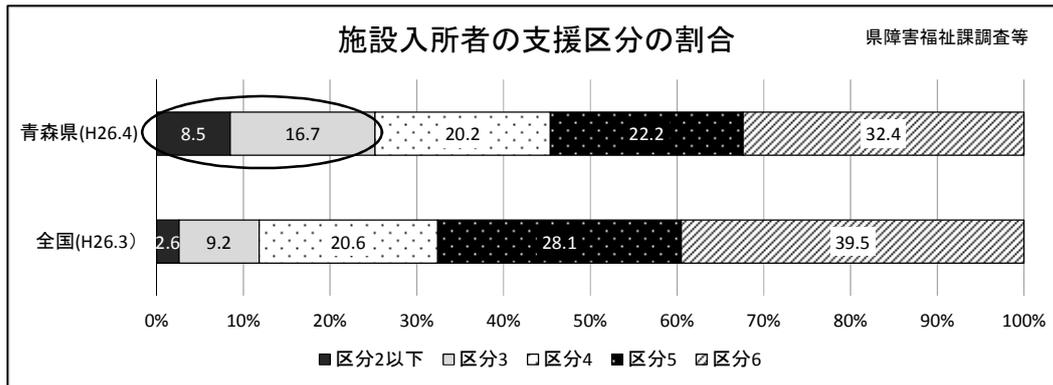
(1) 成果目標

① 障害者支援施設から地域生活への移行者数の増加

目標値：平成29年度末までに障害者支援施設から地域生活に移行する者 →359人
※平成25年度末時点の障害者支援施設入所者数（2,567人）の14%

※目標値設定の考え方

青森県における障害者支援施設入所者は、全国に比べ、障害支援区分3以下の利用者の割合が多いため、支援区分3以下で地域生活に移行できると思われる40歳代以下の者を積算の対象とする。また、これまで障害者支援施設から地域生活への移行実績では、支援区分4でも30歳代以下の者は多いため、これらの者も積算の対象として目標設定する。（国の基本指針では12%）



障害者支援施設の入所者の状況（平成26年4月1日）

	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
65歳以上	34	102	81	112	196
50～64	87	190	219	210	292
40～49	42	78	120	123	182
30～39	30	51	68	96	122
29歳以下	33	20	48	46	66

網掛け部分 14%

（県障害福祉課調）

② 障害者支援施設入所者数の削減

目標値：平成29年度末時点の施設入所者 → 2,464人

※平成25年度末時点の施設入所者数から4%（国の基本指針による）削減した人数

成果目標	25年度末	29年度
(1) 地域生活への移行者数	—	(29年度までに)359人 (①の14%)
(2) 施設入所者数	2,567人 (①)	2,464人 (①の△4%)

(2) 主な推進方策

【居住の場の確保】

- ア 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備に係る助成により整備を推進します。
- イ グループホームでの生活を定着させるためには、利用者の家族等の支援が必要であることから、施設と家族等の居住地が同一又は近隣市町村である者を優先的に利用するよう推進します。
- ウ 障害者支援施設を有する社会福祉法人等が県の施設整備費補助を受けてグループホームを整備する場合は、採択に当たって以下について選考対象とします。
 - a 障害者支援施設の定員について、整備するグループホームの定員分を削減すること
 - b 整備するグループホームに社会福祉法人等が有する障害者支援施設の利用者を移行させる場合、利用者の家族等の居住地が同一又は近隣市町村であること
 - c 社会福祉法人における地域移行の実績、在宅サービスの実施状況、職員の離職率、給与水準等の運営状況、内部留保の状況と余裕財産の再投下計画の状況、財務諸表や役員

【入所者の地域生活への移行の推進】

- エ 障害者支援施設は、障害支援区分が4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の者を主たる対象とする施設であることから、市町村が障害支援区分3以下（50歳以上の場合は区分2以下）で入所の支給決定をしている場合は、支給決定の理由書及び地域移行に向けた計画書の提出を求めます。
- オ 市町村がエの施設入所者の地域移行に向けた計画書の作成を相談支援事業所に委託した場合は、県が当該市町村に対し支援を行います。
- カ 障害者支援施設に新たに入所を希望する場合は、市町村が障害者の支援区分の判定を適切・厳正に行うよう指導します。
- キ 施設入所者が段階的に地域移行できるよう、グループホームの体験利用を促進します。

【退所後の地域生活の維持】

- ク 地域生活に移行した者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- ケ 施設入所者の退所後の生活をイメージできるよう、地域移行支援事業（外出時の同行や住居の確保その他の活動に関する相談、地域移行計画の作成などを行う）の活用を促進します。
- コ 退所後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

4 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 成果目標

① 精神科病院入院後3ヶ月時点の退院率

目標値：64%以上（平成29年度）	※64%は国の基本指針による
-------------------	----------------

② 精神科病院入院後1年時点の退院率

目標値：91%以上（平成29年度）	※91%は国の基本指針による
-------------------	----------------

③ 精神科病院における1年以上の長期在院者数

目標値：平成29年6月時点の長期在院者数→ 1,902人
※平成24年6月末時点の長期在院者数から18%（国の基本指針による）削減した人数

成果目標	24年度	29年度
(1) 入院後3ヶ月時点の退院率	68%	64%
(2) 入院後1年時点の退院率	89%	91%
(3) 長期在院者数 (各年度6月末時点)	2,320人(①)	1,902人 (①の△18%)

※(1)の目標値で平成24年度の退院率より減少するのは、今後認知症疾患の増加が見込まれるため、国の基本指針が示す目標値と同じ値を設定するものです。

(2) 主な推進方策

【入院中の精神障害者に対する退院支援の促進】

- ア 病院従事者の働きかけによる退院を促進するため、病院従事者及び精神保健福祉担当者を対象としたセミナーや職能団体を対象とした研修を実施します。
- イ 県内各保健所と関係機関による意見交換等の会議（地域生活支援広域調整会議）を開催し、各地域の実情に即した退院支援を図ります。
- ウ 県内精神科病院内の退院支援委員会（医療保護入院）の有効活用や精神医療審査会における審査を推進します。
- エ 長期入院精神障害者が日常生活を送ることができるよう、病院スタッフからの自立訓練事業等の利用を促進します。

【居住の場の確保】

- オ 地域生活に移行するための居住の場を確保するため、グループホームの整備に係る助成により整備を推進します。
- カ 入院中の精神障害者の多くを占める高齢者の精神障害者の受入れを促進するため、県老人保健福祉施設の関係職員（看護師など）に対し、精神障害者の対応に係る研修を実施します。

【退院後の地域生活の維持】

- キ 長期入院精神障害者が地域生活を定着させることができるよう、地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- ク 退院した精神障害者の症状の再発・重度化を防止するため、適切な通院とデイケアの利用を促進します。
- ケ 地域生活に移行した障害者が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、県民の障害者に対する理解促進を図ります。
- コ 退院後の地域生活を支援する障害福祉サービスとして、訪問系サービス（居宅における支援）や短期入所（緊急時の対応等）などのサービスの充実を図ります。

5 福祉施設から一般就労への移行

(1) 成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

目標値：平成 29 年度中における福祉施設から一般就労への移行者→ 174 人
※平成 24 年度の移行者数 87 人の 2 倍の人数

※福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）の事業を行う事業所

② 就労移行支援事業の利用者数

目標値：平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者→ 654 人
※平成 25 年度の利用者数 409 人の 1.6 倍の人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

目標値：平成 29 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所→ 全体の 5 割
 ※就労移行率とは、ある年度の事業利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

成果目標	29 年度	備考
(1) 一般就労への移行者数	174 人 (①の 2 倍)	87 人 (①) [24 年度]
(2) 就労移行支援事業の利用者数	654 人 (②の 1.6 倍)	409 人 (②) [25 年度]
(3) 就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行率が 3 割以上の 事業所が全体の 5 割	—

(2) 主な推進方策

【就労移行支援事業所における就労実績の向上】

- ア 就労移行支援事業所の就労移行の実績を調査し、実績の多い事業所を優良事業として県ホームページ等で公表します。
- イ 就労移行支援事業所の指定更新時に指定期間中の移行実績を確認し、実績のない事業所については理由書を求めるなどの指導を行います。
- ウ 県が就労移行支援事業所の経営力向上を図るための研修を実施します。

【障害者が就労するための能力・意欲の向上】

- エ 就労移行支援事業所の指定に際して、障害者の就労訓練等を行う専門機関（障害者職業センター）の利用促進を図ります。
- オ 就労移行支援事業所から一般企業等に就労した障害者について事例紹介し、障害者の意欲を喚起します。

【就労移行支援事業利用者の増加】

- カ 就労移行支援事業所を実施している法人等が新たな障害福祉サービス（基準を満たしたものに限る。）を実施しようとする場合、申請のあったサービスについて優先的に指定します。
- キ 教育庁を通じて、県内の特別支援学校高等部卒業予定者に対し、就労移行支援事業へ利用促進を図ります。

IV 成果目標達成のための活動指標

成果目標を達成するため、本県の課題を踏まえ、平成29年度までの障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス等の種類及び量の見通しを明らかにし、計画的に障害福祉サービスの基盤整備を行う必要があります。

1 指定障害福祉サービス等の見込み

●サービス種類毎の必要量の見込みの基本的な考え方

国の基本的指針に即して、各市町村が地域における課題、障害者のニーズ等の分析・検討を踏まえて見込んだ数値を積み上げたものを基礎として県全体の調整を図り、青森県が必要なサービス量として見込むこととしています。

●見込みの確保のための基本的な考え方

障害福祉サービスの提供の確保のため、市町村と十分連携し、県内の全ての地域にサービスが行き届くための事業所の確保、成果目標を達成する上で必要なサービスの確保に留意し、サービスの基盤整備を進めることとします。

●各サービス量等について

各サービス量等は1か月利用分の見込みとなっています。

【訪問系サービス】

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援事業

平成29年度の見込みとしては、利用人数に換算すると、3,030人となり、平成26年度の2,217人の約1.4倍の伸びを見込みます。

(単位:時間)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	15,504	18,605	22,023	25,870	66.9%
津軽	8,887	9,689	10,217	10,736	20.8%
八戸	4,192	4,337	4,536	4,729	12.8%
西北五	5,586	5,964	6,152	6,443	15.3%
下北	1,421	1,543	1,622	1,681	18.3%
上十三	4,307	4,637	4,861	5,081	18.0%
計	39,897	44,775	49,411	54,540	36.7%
人数置換	2,217人	2,488人	2,745人	3,030人	

※ 人数は1人当たり18時間(1か月の平均的な利用時間数)で算定

【日中活動系サービス】〔②生活介護事業～⑨短期入所事業〕

平成29年度の見込量としては、利用人数に換算すると、日中活動系全体で11,236人となり、平成26年度の9,240人の1.2倍の伸びを見込みます。

② 生活介護事業

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	19,446	21,050	22,808	24,732	27.2%
津軽	16,945	17,487	18,094	18,702	10.4%
八戸	17,767	18,235	18,509	18,714	5.3%
西北五	10,108	10,207	10,138	10,190	0.8%
下北	5,437	5,954	6,103	6,253	15.0%
上十三	10,347	10,655	11,014	11,355	9.7%
計	80,050	83,588	86,666	89,946	12.4%
人数置換	4,003	4,179人	4,333人	4,497人	

※ 人数は1人当たり20日(1か月の平均的な利用日数)で算定

(注) 人日=述べ利用日数

③ 自立訓練事業(機能訓練)

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	17	39	39	39	129.4%
津軽	44	89	89	89	102.3%
八戸	8	48	56	71	787.5%
西北五	470	518	571	614	30.6%
下北	0	22	22	22	皆増
上十三	0	21	61	81	皆増
計	539	737	838	916	69.9%
人数置換	27	37人	42人	46人	

※ 人数は1人当たり20日(1か月の平均的な利用日数)で算定

④ 自立訓練事業(生活訓練)

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	1,838	1,879	1,879	1,879	2.2%
津軽	1,341	1,513	1,681	1,848	37.8%
八戸	1,425	1,521	1,521	1,521	6.7%
西北五	2,136	2,230	2,295	2,380	11.4%
下北	494	707	707	706	42.9%
上十三	1,554	1,615	1,728	1,841	18.5%
計	8,778	9,465	9,811	10,175	15.8%
人数置換	439人	473人	491人	509人	

※ 人数は1人当たり20日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑤ 就労移行支援事業

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	1,569	1,761	2,030	2,342	49.3%
津軽	1,055	1,364	1,627	1,893	79.4%
八戸	2,068	2,482	2,540	2,587	25.1%
西北五	768	892	1,000	1,156	50.5%
下北	419	585	663	753	79.7%
上十三	1,595	2,004	2,479	3,041	90.7%
計	7,474	9,088	10,339	11,772	57.5%
人数置換	415人	505人	574人	654人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑥ 就労継続支援(A型)事業

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	4,695	5,693	6,790	8,119	72.9%
津軽	2,186	2,541	2,889	3,235	48.0%
八戸	2,810	3,043	3,065	3,129	11.4%
西北五	2,798	2,918	2,999	3,120	11.5%
下北	753	790	899	1,051	39.6%
上十三	1,132	1,259	1,359	1,436	26.9%
計	14,374	16,244	18,001	20,090	39.8%
人数置換	799人	902人	1,000人	1,116人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑦ 就労継続支援(B型)事業

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	11,885	14,132	16,489	19,251	62.0%
津軽	8,757	9,183	9,601	10,019	14.4%
八戸	14,208	14,980	15,666	16,388	15.3%
西北五	6,673	6,842	7,016	7,226	8.3%
下北	2,584	3,586	3,808	4,007	55.1%
上十三	9,812	10,137	10,556	10,957	11.7%
計	53,919	58,860	63,136	67,848	25.8%
人数置換	2,996人	3,270人	3,508人	3,769人	

※ 人数は1人当たり18日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑧ 療養介護事業

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	58	60	60	60	3.4%
津軽	51	55	55	56	9.8%
八戸	69	69	70	71	2.9%
西北五	39	41	41	41	5.1%
下北	14	14	14	14	0%
上十三	44	45	45	45	2.3%
計	275	284	285	287	

⑨ 短期入所事業

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	378	441	483	531	40.5%
津軽	715	804	880	966	35.1%
八戸	512	593	637	677	32.2%
西北五	955	982	1,006	1,030	7.9%
下北	117	146	146	146	24.8%
上十三	183	209	225	230	25.7%
計	2,860	3,175	3,377	3,580	25.2%
人数置換	286人	318人	338人	358人	

※ 人数は1人当たり10日(1か月の平均的な利用日数)で算定

【居住系サービス】〔(⑩共同生活援助事業～⑪施設入所支援事業)〕

居住系サービスについては、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行を推進することから、⑩共同生活援助事業の増加、⑪施設入所支援事業の減少を見込みます。

⑩ 共同生活援助事業

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	248	264	280	297	19.8%
津軽	285	314	344	374	31.2%
八戸	375	380	405	427	13.9%
西北五	325	337	350	362	11.4%
下北	76	77	79	82	7.9%
上十三	218	227	238	248	13.8%
計	1,527	1,599	1,696	1,790	17.2%

⑪ 施設入所支援事業

平成29年度の見込量は、成果目標である福祉施設からの地域移行の推進の観点から、平成25年度末の入所者数を4%削減した2,464人としています。

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	544	537	530	522	△4.0%
津軽	522	515	504	493	△5.6%
八戸	556	553	547	537	△3.4%
西北五	335	330	322	313	△6.6%
下北	219	218	214	206	△5.9%
上十三	413	407	401	393	△4.8%
計	2,589	2,560	2,518	2,464	△4.8%

【相談支援】〔⑫計画相談支援事業～⑭地域定着支援事業〕

⑫ 計画相談支援事業

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する者に係る利用計画の作成等に関する相談支援です。

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	280	305	335	370	32.1%
津軽	250	287	315	341	36.4%
八戸	211	230	231	232	10.0%
西北五	154	164	170	178	15.6%
下北	104	85	99	113	8.7%
上十三	159	197	203	206	29.6%
計	1,158	1,268	1,353	1,440	24.4%

⑬ 地域移行支援事業

障害者支援施設等の入所者及び入院中の精神障害者の住居の確保、地域生活に移行するための活動を支援する事業です。地域移行の推進に伴い増加を見込みます。

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	28年度	H26→H29 の増加率
青森	8	10	10	10	25.0%
津軽	3	14	16	18	500.0%
八戸	0	13	23	23	皆増
西北五	3	6	7	8	166.7%
下北	0	6	6	7	皆増
上十三	3	7	8	9	200.0%
計	17	56	70	75	341.2%

⑭ 地域定着支援事業

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問、緊急対応等を行う相談支援であり、地域移行の推進に伴い増加を見込みます。

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	6	8	8	8	33.3%
津軽	8	17	22	27	237.5%
八戸	0	13	23	23	皆増
西北五	0	4	5	6	皆増
下北	0	0	6	6	皆増
上十三	6	8	9	10	66.7%
計	20	50	73	80	300.0%

【障害児通所・入所・相談支援】〔⑮児童発達支援事業～⑳障害児相談支援事業〕

障害児に対する支援については、身近な地域で支援が受けられることを基本とし、通所サービスの充実を図るとともに、サービス利用実績に地域間の差があることから、今後較差間のない障害児支援体制を整備する必要があります。

サービス等の見込量については、本県では入所サービスの利用者が減少傾向にあるため、通所サービス全般の増加及び入所サービスの減少を見込みますが、引き続き入所サービスを受ける障害児の支援を行います。

⑮ 児童発達支援事業

身近な地域の障害児支援の通所施設として、利用する未就学児に対し、日常生活における基本的な指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	820	1,341	1,530	1,740	112.2%
津軽	937	1,037	1,189	1,353	44.4%
八戸	1,085	1,434	1,506	1,560	43.8%
西北五	189	260	282	303	60.3%
下北	0	28	28	28	皆増
上十三	389	821	906	1,016	161.2%
計	3,420	4,921	5,441	6,000	75.4%
人数置換	285人	410人	453人	500人	

※ 人数は1人当たり12日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑩ 放課後等デイサービス事業

通所利用する就学児に対し、放課後や休業日に生活能力の向上に必要な訓練、創作的活動などを行います。

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	2,482	3,591	4,350	5,270	112.3%
津軽	4,267	4,982	5,673	6,364	49.1%
八戸	4,559	5,696	6,215	6,718	47.4%
西北五	1,250	1,368	1,528	1,654	32.3%
下北	708	848	888	928	31.1%
上十三	1,849	2,573	2,888	3,183	72.1%
計	15,115	19,058	21,542	24,117	59.6%
人数置換	1,260人	1,588人	1,795人	2,010人	

※ 人数は1人当たり12日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑪ 保育所等訪問支援事業

専門職員が施設を訪問し、保育所などに通う障害児に対する集団生活への適応のための支援や保育士に対する支援方法の指導などを行います。これまでほとんど利用されていない実態がありますが、計画期間中の利用量の増加を見込んでいます。

(単位:人日)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	2	5	5	5	150.0%
津軽	1	24	28	32	3,100.0%
八戸	1	20	26	32	3,100.0%
西北五	0	5	10	10	皆増
下北	0	0	0	0	0%
上十三	0	37	37	37	皆増
計	4	91	106	116	2,800.0%
人数置換	2人	46人	53人	58人	

※ 人数は1人当たり2日(1か月の平均的な利用日数)で算定

⑩ 医療型児童発達支援事業

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、児童発達支援（⑮）及び治療を行います。

（単位：人日）

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	60	75	75	75	25.0%
津軽	10	26	31	36	260.0%
八戸	70	142	153	159	127.1%
西北五	19	16	16	16	△15.8%
下北	0	0	0	0	0%
上十三	24	109	109	109	354.2%
計	183	368	384	395	115.8%
人数置換	31人	61人	64人	66人	

※ 人数は1人当たり6日（1か月の平均的な利用日数）で算定

⑪ 福祉型児童入所支援事業

県内9箇所の事業所に入所する障害児に対し、食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。利用者は近年の傾向からやや減を見込みます。

（単位：人）

	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
県全体	126	120	114	108	△14.3%

⑫ 医療型児童入所支援事業

本県では、国立病院機構青森病院、同八戸病院及びはまなす医療療育センターが指定事業者となっており、入所する障害児に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。利用者は近年の傾向からやや減を見込みます。

（単位：人）

	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
県全体	50	48	46	44	△12.0%

② 障害児相談支援事業

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）を利用する障害児について、障害児支援利用計画案を作成します。また、利用開始後に障害児通所支援の内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

平成27年度から障害児通所支援を利用する全ての障害児が対象となるため、利用量は増加を見込みます。

(単位:人)

圏域	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度	H26→H29 の増加率
青森	50	42	50	60	20.0%
津軽	30	109	126	143	376.7%
八戸	54	112	121	126	233.3%
西北五	20	44	51	58	190.0%
下北	3	22	22	22	633.3%
上十三	11	203	229	255	2218.2%
計	168	532	599	664	395.2%

2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成29年度末までの指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、施設入所者の地域移行を推進していくこととし、入所者数を4%削減することを目標としていることから、必要入所定員総数についても、4%削減した2,716人とします。

必要入所定員 総数(人)	26年度	27年度	28年度	29年度
	2,829	2,792	2,754	2,716

3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃

(1) 福祉施設から一般就労への移行推進に係る指標

県商工労働部、青森県労働局、障害者職業センターなどと連携し、多様な就労支援事業により障害者の一般就労を推進します。

就労支援に関する各取組については、連携機関における過去の実績を推計の基本として設定した目標値です。

① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者から一般就労への移行者数

一般就労への移行者数(人)	25年度	29年度
	87	174

② 公共職業安定所におけるチーム支援による支援件数

公共職業安定所におけるチーム支援による支援件数（件）	25年度	29年度
	119	150

③ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

多様な委託訓練事業の受講者数（人）	25年度	29年度
	17	40

④ 障害者トライアル雇用事業の開始者数

障害者トライアル雇用事業の開始者数（人）	25年度	29年度
	29	100

⑤ 職場適応援助者による支援の対象者数

職場適応援助者による支援の対象者数（人）	25年度	29年度
	67	70

⑥ 障害者就業・生活支援センターによる支援対象者数

障害者就業・生活支援センターの支援対象者数（人）	25年度	29年度
	1,323	1,680

(2) 就労継続支援（B型）事業所における目標工賃

県内の就労継続支援（B型）事業における平均工賃は着実に向上しています。県では事業所を対象とした工賃に係る調査結果に基づき、次のとおり県内事業所の平均工賃の向上を目指します。

（上段：月額・下段：時間単価）

就労移行支援（B型）事業の工賃	25年度	29年度
	12,125 円 (137.9 円)	14,787 円 (176 円)

※ 平成29年度の目標工賃は、各事業所の見込額の積み上げによるもので、今後各事業所の経営状況に伴い見直しすることがあります。

V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の提供に当たって基本となるのは、良質で健全な事業者とこれに従事する人材です。このため県は、指定障害福祉サービス事業者等の健全化を図るための指導強化を図るとともに、従事する職員や職員を指導する管理者の専門性の向上などの研修の充実により人材養成を総合的に推進します。

1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備

① 事業者等情報の公表

新たに障害福祉サービスを利用する場合は、指定を受けた障害福祉サービス事業者がどのようなサービスを提供し、どのような運営体制であるかなどの情報を明らかにすることで、利用者にとって事業者選択の幅を広げ、事業者にとってもサービスの向上につながります。

特に社会福祉法人については、その高い公益性に照らし、法人運営の透明性を確保し利用者が安心して福祉サービスを受けられる必要があることから、指定障害福祉サービス事業者（社会福祉法人に限る。）の福祉サービスの内容や定款、事業計画書、財務諸表、第三者評価の実施の有無、職員の離職率、給与水準等の法人運営に係る情報についてホームページによる公表を促進します。また、県でも全事業者の情報を収集し公表します。

② 事故等への対応

指定を受けた障害福祉サービス事業者は、利用者に影響を及ぼす事故や災害について、事故等の未然防止と発生後の対応に係る体制が整備され、事故等が発生した場合には利用者、行政及び関係者に対する説明責任を果たすとともに、再発防止のための措置を講じる必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 万が一発生する事故等に迅速に対応できるよう、事業者における事故対応マニュアル等の作成や職員の資質向上について周知を図ります。

イ 事故等が発生した場合には、利用者の安全確保をはじめ適切な対応と再発の防止に向けて指導を徹底します。

③ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

このため県では、事業者が第三者評価の積極的な実施に取り組めるよう、制度の活用等について周知を図ります。

④ 指導監督等の強化

障害者支援施設や障害福祉サービス事業所における不適切なサービスの提供や障害者虐待の発生など法令に違反する事案が発生した場合やその疑いがある場合などは、市町村等の関係機関との連携のもと、事業者等に対する指導監督を徹底する必要があります。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 事業者等に対する実地指導

事業者等の育成支援を目的とした実地指導（入所施設は原則2年に1回、通所施設は計画的に実施）を行うとともに、不適正な事業運営等を未然に防止するため、集団指導

(原則年1回)により事業者への周知を図ります。

イ 不正又は不適正への対応

給付費に関する不正又は不適正な事業運営が疑われる事業者等に対しては、重点的に指導及び監査を行い、不正等があったと認められた事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、必要に応じて指定取消処分等の対応を行います。

ウ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、指定障害福祉サービス事業所等における虐待防止の責務が規定されています。各指定障害福祉サービス事業所等においては、虐待防止のための体制整備（研修の実施等）を行い、虐待事案が発生した場合は、

- ・ 被害者（家族）への謝罪
- ・ 市町村（県）への報告
- ・ 職員の厳正なる処分
- ・ 事案の公表

を各開設者の責任において適切に行うよう指導し、虐待防止の徹底を図ります。

⑤ 障害福祉サービス事業者の指定

障害福祉サービスを提供しようとする場合は、事業所が県知事(中核市の場合は当該市長)に申請し指定を受ける必要があります。また、指定後は6年ごとに指定期間の更新をする必要があります。

県は、申請が一定の基準を満たしたものについて指定しますが、本計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、指定を行わないことがあります。

2 相談支援の提供体制の確保

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援の提供が重要です。これらの相談支援において障害者の様々なニーズに対応するためには、個々の障害の状況把握や生活環境、サービスに対する総合的な知識や経験が重要であり、相談支援従事者の専門性が求められます。

このため県では、次のような取組を行います。

ア 障害福祉サービス等の利用に必要な計画相談支援や障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行、その後の地域定着に係る各種相談支援の充実を図ります。

イ 市町村における自立支援協議会の活性化、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が進むなど、地域における相談支援体制の構築を促進します。

ウ 相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談従事者同士のネットワークづくりを促進し、相談支援従事者の資質向上を図ります。

3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

このため県では、指定障害者福祉サービス等に係る人材を確保し、資質向上を図る研修を計画的に実施します。

① 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害支援区分認定に係る認定調査（一次判定）を行う調査員及び市町村審査委員会委員のための研修を実施します。認定調査は市町村が実施するため、市町村担当課の新任担当者や相談支援事業者等、調査を実施する者を対象とします。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数 (累計)	実施 箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)
障害支援区分認定調査員研修事業	1	908	1	968	1	1,028	1	1,088
市町村審査会委員研修事業	1	252	1	272	—	272	1	292

※ 市町村審査会委員研修事業は、原則として2年に1回の委員改選期に実施しますが、平成26年度は障害程度区分から障害支援区分への見直しに係る制度改正の周知のために実施しています。

② 相談支援従事者研修事業

相談支援事業を円滑に実施するため、相談支援事業従事者に対して実施する研修を実施します。市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者等を対象とします。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数 (累計)	実施 箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)
相談支援従事者研修事業(初任者研修)	1	1,438	1	1,628	1	1,818	1	2,008

③ サービス管理責任者養成研修事業

事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」等を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数 (累計)	実施 箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)	箇所数	受講見込者 数(累計)
サービス管理責任者養成研修事業	1	2,770	1	3,030	1	3,290	1	3,550

④ 行動援護従事者養成研修事業

行動援護（自己判断能力が制限されている人の行動について、危険を回避するために行う支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施 箇所数	受講 見込者数	箇所数	受講 見込者数	箇所数	受講 見込者数
行動援護従事者養成研修事業	1	33	1	33	1	33	1	33

⑤ 同行援護従事者養成研修事業

同行援護（視覚障害のため移動が困難な人に同行する移動時の支援）に従事する事業者の確保を図るため、その従事者を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
同行援護従事者養成研修事業	1	150	1	110	1	110	1	110

⑥ 介護職員等医療的ケア研修事業

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の要件の下で、たんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
介護職員等医療的ケア研修事業（不特定多数の者対象）	2	246	2	300	2	300	2	300
介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）	2	51	2	115	2	115	2	115

⑦ 強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるための研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業	1	97	1	100	1	100	1	100
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業	—	—	1	100	1	100	1	100

4 障害者の生活を支援する人材の育成

障害者の意思疎通を支援する人材を確保し、資質の向上を図るための研修を計画的に実施します。

① 手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
手話通訳者養成研修事業	2	23	2	30	2	30	2	30

② 要約筆記者養成研修事業

聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等について理解し、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得した、要約筆記者を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
要約筆記者養成研修事業	1	18	1	15	1	15	1	15

③ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、音声訓練を行う指導者を養成する研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	5	1	5	1	5	1	5

5 障害者虐待防止のための職員の資質向上

障害者虐待の未然防止や発生後の適切な対応のため、通報等の対応を行う市町村職員を対象とした対応力向上の研修、福祉施設における虐待の防止等のため事業者の設置者・管理者及び従事者向けの研修を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	コース数	受講者数	コース数	受講見込者数	コース数	受講見込者数	コース数	受講見込者数
障害者虐待防止・権利擁護研修事業	3	344	3	350	3	350	3	350

VI 地域生活支援事業

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を継続的に営むためには、障害福祉サービスの利用とともに、相談支援、障害者等に対する周囲の理解の促進、手話などの意思疎通に関する支援、障害者自身の社会活動への参加が不可欠です。

これらの相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

このため県では、市町村に対し、地域の特性や利用者のニーズなどの状況に応じて、柔軟に事業を実施するよう周知するとともに、県でも市町村の範囲を越える広域的な事業、より専門性の高い人材育成などの取組を行い、県と市町村が役割分担しながら効果的・効率的に地域生活支援事業を実施します。これにより、本県の障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものです。

1 市町村が実施する地域生活支援事業

障害者の理解を深める啓発、利用者の状況に応じて柔軟に対応する相談支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センター等の事業を市町村の創意工夫により実施します。

各事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業。(教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動)

(2) 自発的活動支援事業

障害者の自立を図るため、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業。(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援)

(3) 相談支援事業

障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助をする事業(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援事業)

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に、成年後見制度の利用を支援する事業

(5) 成年後見制度法人貢献支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業(法人後見実施のための研修、安定的な実施のための組織体制の構築、法人後見の適正な活動の支援)

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者に自立生活を支援する日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図る事業

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、障害者の自立を推進する事業

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者が外出する際の支援を行う事業（個別支援、グループ支援、車両移送）

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を図る事業

市町村では、これらの事業のほかに地域の実情に応じて、福祉ホーム、知的障害者職親制度、日中一時支援などの取組を実施します。

平成26年度 市町村地域生活支援事業の取組状況(見込み)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	任意事業				実施事業数	
											地域活動支援センター機能強化	日常生活支援	社会参加支援	権利擁護支援		就業・就労支援
青森県全体	7	4	21	2	16	1	28	39	8	35	28	38	28	2	13	270
青森圏域	青森市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		11
	平内町			○	○		○	○		○	○	○	○			8
	今別町			○	○			○		○	○					5
	蓬田村			○				○				○				3
	外ヶ浜町			○				○		○	○					4
津軽圏域	弘前市			○			○	○	○	○	○	○	○		○	10
	黒石市			○	○		○	○		○	○	○	○		○	9
	平川市			○	○		○	○		○	○	○	○		○	9
	西目屋村											○				1
	藤崎町						○	○		○		○	○			5
	大鰐町							○		○	○	○				4
	田舎館村						○	○		○		○	○			5
八戸圏域	板柳町	○		○	○		○	○		○	○	○	○			9
	八戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	12
	おいらせ町			○			○	○		○	○	○	○			7
	三戸町						○	○			○	○			○	5
	五戸町			○			○	○		○	○	○	○		○	8
	田子町			○			○	○		○	○	○	○		○	7
	南部町			○			○	○		○	○	○	○			6
	階上町			○	○		○	○		○	○	○	○		○	8
西北五圏域	新郷村			○			○	○		○	○	○				6
	五所川原市			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	11
	つがる市			○	○		○	○	○	○	○	○	○			8
	鯉ヶ沢町		○		○		○	○		○	○	○	○			8
	深浦町	○	○					○		○		○	○			6
	鶴田町				○		○	○		○	○	○	○			7
	中泊町			○			○	○		○	○	○	○			6
下北圏域	むつ市	○		○			○	○	○	○	○	○	○		○	10
	大間町				○		○	○		○		○	○		○	7
	東通村							○		○		○	○			4
	風間浦村			○				○				○				3
	佐井村				○			○		○		○				4
上十三圏域	十和田市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	11
	三沢市	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	11
	野辺地町						○	○		○	○	○	○	○		7
	七戸町							○		○	○	○	○			5
	六戸町						○	○		○	○	○	○			6
	横浜町						○	○		○	○	○	○			4
	東北町						○	○		○	○	○	○			6
六ヶ所村							○		○	○	○	○			4	

2 県が実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業における県の役割の一つである専門性の高い相談支援事業については、既に実施している事業については事業の充実を図るほか、今後着手すべき事業については、実態に即して支援に向けた体制の整備を図ります。また、広域的な支援に向けた対応としては、市町村の方針を尊重しつつ、圏域における相談支援体制の整備を推進するためのネットワーク構築を目指します。

(1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供、県民への普及啓発、支援のためのネットワーク体制づくりなどを行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活が営むことができるように支援をします。

① 発達障害者支援センター運営事業

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点である発達障害者支援センター（青森市）では、本人や家族に対する相談・発達・就労の各支援に加え、県内の発達障害者支援に携わっている方々への研修及び県民等に対する普及啓発を行います。

		26年度	27年度	28年度	29年度
発達障害者支援センター運営事業	実施（見込）箇所数	1	1	1	1
	利用（見込）者数	900	950	1,000	1,050

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

記憶障害・注意障害・社会的行動障害などの高次脳機能障害等を有する人の自立と社会参加を推進するため、支援拠点（弘前脳卒中・リハビリテーションセンター）を中心として、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に対する普及啓発、障害者の支援手法等に関する研修を行います。

		26年度	27年度	28年度	29年度
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	拠点（見込）箇所数	1	1	1	1
	相談（見込）件数	400	410	420	430

③ 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の生活を支えるため、障害児（者）施設が有する機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する療育機能との重層的な連携を図ります。

本事業では、障害児（者）施設職員の訪問による療育指導、障害児（者）施設への来所による専門的な療育相談・指導、障害児（者）施設職員による障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援を行います。

		26年度	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業	実施（見込）箇所数	5	5	5	5
	利用（見込）者数	2,756	2,756	2,756	2,756

④ 障害者就業・生活支援センター事業

県内に6箇所ある障害者就業・生活支援センターでは、障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活上・社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域において必要な指導、助言等を行います。

センターの運営は、労働局と県で分担し、県は生活支援に係る運営を社会福祉法人等に委託します。各センターでは雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連絡会議を組織した上で、障害者の職業生活を継続する上での多様な問題に対応するための連絡調整等を行っています。

		26年度	27年度	28年度	29年度
障害者就業・生活支援センター事業	実施（見込）箇所数	6	6	6	6
	利用（見込）者数	1,500	1,560	1,620	1,680

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者養成研修事業【再掲】

手話通訳者養成研修事業 (修了（見込）件数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	23	30	30	30

② 要約筆記者養成研修事業【再掲】

要約筆記者養成研修事業 (修了（見込）件数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	18	15	15	15

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用（見込）件数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	10	35	35	35

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (利用（見込）件数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	3	3	3	3

(4) 広域的な支援事業

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活が営むことができるように支援します。

① 相談支援体制整備事業

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域で対応困難な事例に係る助言や、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を行います。また、各圏域に自立支援協議会を設置し、各圏域レベルの障害福祉に関する相談支援体制のシステムづくりに関する協議を行います。

相談支援体制整備事業 (配置(見込)人数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	3	3	3	3

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援等を推進するため、各圏域において、地域生活支援広域調整会議を設置し、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制づくり等に関する協議を行います。

地域生活支援広域調整 会議等事業 (開催(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	6	6	6	6

イ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害時等の緊急時においても専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、運営委員会を設置し支援体制の検討を行います。

災害派遣精神医療チ ーム体制整備事業 (開催(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	3	3	3

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービスや相談を行う者やサービス提供者に必要な指導を行う管理者を育成し、サービスや相談支援の質の向上を図ります。

① 障害支援区分認定調査員等研修事業【再掲】

障害支援区分認定調査 員等研修事業 (実施(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	2	2	1	2

② 相談支援従事者研修事業【再掲】

相談支援従事者研修事 業 (実施(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	3	3	3	3

③ サービス管理責任者研修事業【再掲】

サービス管理責任者研修事業 (実施(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	1	1	1

④ 居宅介護従事者等養成研修事業【再掲】

障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等（行動援護従事者・同行援護従事者）の養成を図ります。

居宅介護従事者等養成研修事業 (実施(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	2	2	2	2

⑤ 強度行動障害支援者研修事業【再掲】

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進める「基礎研修」及び基礎研修を終了した者が強度行動障害を持つ者等に対し適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進める「実践研修」を実施します。

	26年度	27年度	28年度	29年度
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業 (実施(見込)回数)	1	1	1	1
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業 (実施(見込)回数)	—	1	1	1

⑥ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (実施(見込)回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	8	8	8	8

⑦ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業【再掲】

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	箇所数	受講者数	実施箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数	箇所数	受講見込者数
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	5	1	5	1	5	1	5

(6) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練

オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）に対し、青森県身体障害者福祉協会、日本オストミー協会青森県支部、医療機関、ストマ用装具取扱業者等と連携し、県内6地区においてストマ用装具や社会生活に関する講習を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	受講者数	実施見込箇所数	受講見込者数	実施見込箇所数	受講見込者数	実施見込箇所数	受講見込者数
オストメイト社会適応訓練事業	6	340	6	340	6	340	6	340

② 音声機能障害者発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した人に対し、青森県身体障害者福祉協会、青森県喉頭者福祉団体（青森喉友会）と連携し、青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院の3箇所において発声訓練を行います。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
音声機能障害者発声訓練事業	3	1,500	3	1,500	3	1,500	3	1,500

③ 発達障害支援体制整備

発達障害児（者）に対して、県発達障害者支援センターを中心として乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図ります。

発達障害支援体制整備 (相談支援件数)	26年度	27年度	28年度	29年度
		545	600	615

④ 手話講習会開催事業

手話技術を取得していない聴覚障害者及び健常者を対象に手話に関する講習会を実施します。

手話講習会開催事業 (実施（見込）回数)	26年度	27年度	28年度	29年度
		6	6	6

(7) 社会参加支援

① 手話通訳者設置

聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課と青森県聴覚障害者情報センターに配置します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	設置箇所数	設置者数	設置見込箇所数	設置見込者数	設置見込箇所数	設置見込者数	設置見込箇所数	設置見込者数
手話通訳者設置	2	3	2	3	2	3	2	3

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕や手話を挿入したDVDを製作し、青森県聴覚障害者情報センターに整備し聴覚障害者等へ貸し出します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	貸出箇所数	利用者数	貸出見込箇所数	利用見込者数	貸出見込箇所数	利用見込者数	貸出見込箇所数	利用見込者数
字幕入り映像ライブラリーの提供	1	50	1	50	1	50	1	50

③ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合会が提供する毎日の新しい情報を、青森県視覚障害者情報センターが受け取り、点字物や音声等により希望者へ提供します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
点字による即時情報ネットワーク	1	52	1	52	1	52	1	52

④ 障害者ITサポートセンターの運営

障害者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置し、関係団体や県内の社会福祉協議会等と連携し、体感ルームの運営や障害者別講習会を実施します。

事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	利用者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
障害者ITサポートセンターの運営	1	730	1	740	1	750	1	760

⑤ パソコンボランティアの養成

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

パソコンボランティアの養成 (養成(見込)人数)	26年度	27年度	28年度	29年度
		1	1	1

⑥ 障害者社会参加推進センターの運営

障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に県障害者社会参加推進センターを設置・運営します。

障害者社会参加推進センター運営 (見込)箇所数	26年度	27年度	28年度	29年度
		1	1	1

⑦ 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することにより、社会参加が見込まれる人に対し、その育成に要する費用を助成します。

身体障害者補助犬育成事業	26年度	27年度	28年度	29年度
(利用（見込）者数)	1	1	1	1

⑧ 奉仕員養成研修

点字図書、録音図書の増冊や普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による文書の翻訳や作成等へ協力する点訳奉仕員、対面朗読へ協力する朗読奉仕員、聴覚障害者の日常生活上の初歩的な意思疎通を支援する手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名	26年度	27年度	28年度	29年度
点訳奉仕員養成研修 (受講（見込）者数)	21	21	21	21
朗読奉仕員養成研修 (受講（見込）者数)	10	10	10	10
手話奉仕員養成研修 (受講（見込）者数)	10	10	10	10

⑨ スポーツ・レクリエーション教室開催

障害者の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツの普及を図るため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館においてスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

スポーツ・レクリエーション教室開催	26年度	27年度	28年度	29年度
(参加（見込）者数)	300	300	300	300

⑩ 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動の振興を図るため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表や参加の場を設け、情報提供するなどの支援をします。

芸術・文化講座開催等事業	26年度	27年度	28年度	29年度
(利用（見込）者数)	450	450	450	450

⑪ サービス提供者情報提供等事業

障害者が都道府県を移動する場合に、現地のガイドセンター、聴覚障害者情報センター等と連携を図り、目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、情報提供や連絡調整等を行います。

サービス提供者情報提供等事業	26年度	27年度	28年度	29年度
(実施（見込）箇所数)	1	1	1	1

⑫ 精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施

精神障害者、回復者、精神障害者の家族、地域住民等を対象に学習交流会等を開催し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域における支援体制づくりやボランティアの養成等を促進します。

精神障害者家族学習交流会・回復者交流会 (参加(見込)人数)	26年度	27年度	28年度	29年度
	1,120	1,200	1,200	1,250

(8) 障害者の権利擁護

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修事業【再掲】

障害者の虐待防止及び養護者の支援を図るため、市町村担当職員、障害者福祉施設の設置者・管理者、従事者等に対し、障害者虐待の防止や発生時の対応、権利擁護に関する研修を実施します。

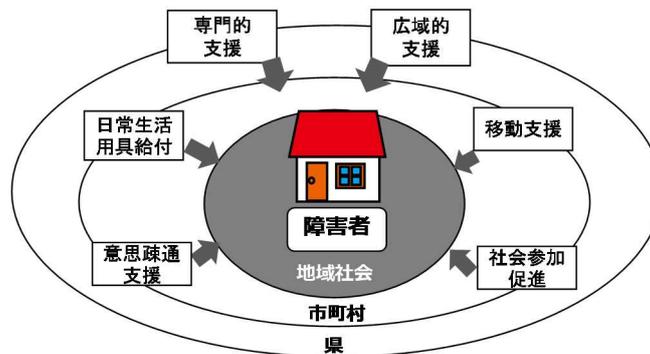
事業名	26年度		27年度		28年度		29年度	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講見込者数	実施回数	受講見込者数	実施回数	受講見込者数
障害者虐待防止・権利擁護研修事業	3	344	3	350	3	350	3	350

3 基本的目標の達成を図るために

本計画における基本的目標(P3)では、障害者支援施設や精神科病院にいる障害者が地域生活へ移行することを掲げ、具体的な成果目標(P24～27)を設定しています。

障害者が、地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用とともに、障害者の日常生活をサポートする事業や障害者が社会の様々な場面で活動するための支援が必要です。地域生活支援事業には、このような支援として、①日常生活用具の給付、②移動するための支援、③意思疎通の支援、④社会参加を促す地域活動支援センターの機能強化等(市町村事業)、⑤専門的な支援、⑥広域的な支援事業等(県事業)があり、障害者が地域で生活しやすい環境の整備を図っています。

現在、福祉施設や精神科病院に入所・入院していて、今後地域において生活することができると思われる障害者が、社会の一員として新たに自立した生活ができるよう、県は市町村と連携し地域生活支援事業の効果的な実施を推進します。



地域生活支援事業の支援イメージ

Ⅶ 教育行政・雇用行政等における障害者の就労に向けた取組

本県における民間企業（50人規模以上の企業）の障害者雇用の状況は、平成26年6月1日現在で雇用されている障害者の数が2,592人（前年比5.1%増加）、うち新規雇用（1年間）は263人、実雇用率は1.83%（前年比0.05ポイント上昇）となりました。障害者雇用率は年々増加していますが、民間企業の法定雇用率である2.0%に達しておらず、未達成企業の割合は52.8%となっています。

障害者の就労を促進するためには、ハローワークなどの労働局、障害者就業・生活支援センター、高齢・障害者雇用支援センター等における公的な就労支援の施策のほか、本県でも、特別支援学校において就職指導や生徒のキャリア教育、商工労働部において事業主に対する理解促進や障害者の雇用先の開拓など、多方面での取組を行っています。

また、平成26年度からは、「農福連携」として農業分野における障害者の就労促進の取組を全県的に展開しています。健康福祉部においては、一般就労が困難な障害者が意欲的に生産活動に取り組むことができるよう、障害者就労施設の経営能力の向上を図り、供給物品の売上増と障害者の工賃向上を図る取組を実施しています。

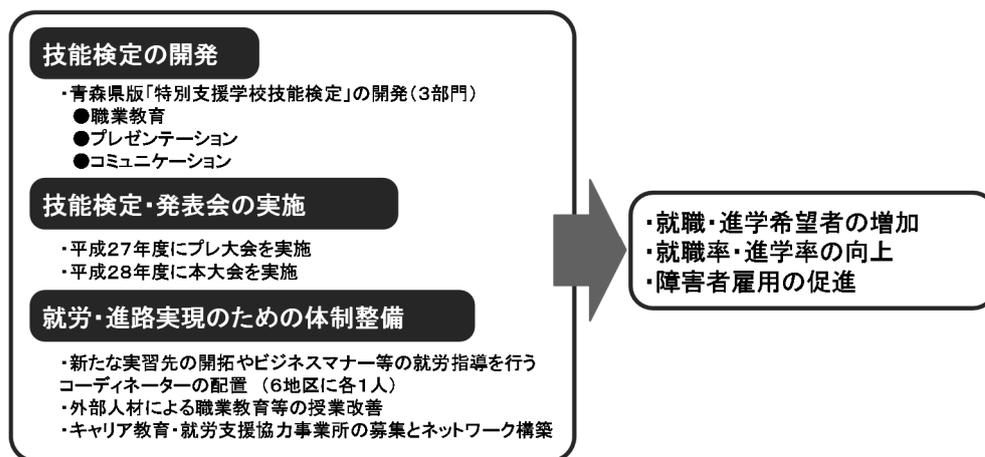
1 教育行政における支援（平成27年度実施事業）

（1）特別支援学校就職促進事業（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業現場等における実習体験を円滑に実施するための条件整備を図ります。

（2）夢や志の実現を目指す「特別支援学校技能検定開発事業」【重点】（生徒、教員対象）

特別支援学校高等部に在籍する生徒の将来に対する「夢や志」や「チャレンジする心」の育成を目的とした青森県版「特別支援学校技能検定」を開発・実施するほか、地域の外部人材を活用した授業改善を図るなど、生徒の進路実現のための体制整備を進めることによって特別支援学校におけるキャリア・職業教育の充実を図ります。



（3）特別支援学校進路指導主事研究協議会（教員対象）

特別支援学校における進路指導上の諸問題について研究協議を行います。

(4) 特別支援学校就職指導研究協議会（事業主、保護者、学校、行政）

特別支援学校生徒の職業自立や社会自立を目指すため、障害者の就業に係る雇用事業主、関係機関担当者及び就職指導担当教員等が就職指導上の課題等について協議を行います。

2 雇用行政における支援（平成27年度実施事業）

(1) 障害者雇用促進事業

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用優良事業所等表彰式典を開催します。

(2) 障害者雇用促進加速化事業

障害者雇用に対する事業主への理解促進及び障害者の雇用先の開拓、職業訓練や職場実習の支援体制の強化並びに職業訓練を受講しやすい環境を整備し、障害者の雇用促進を図ります。

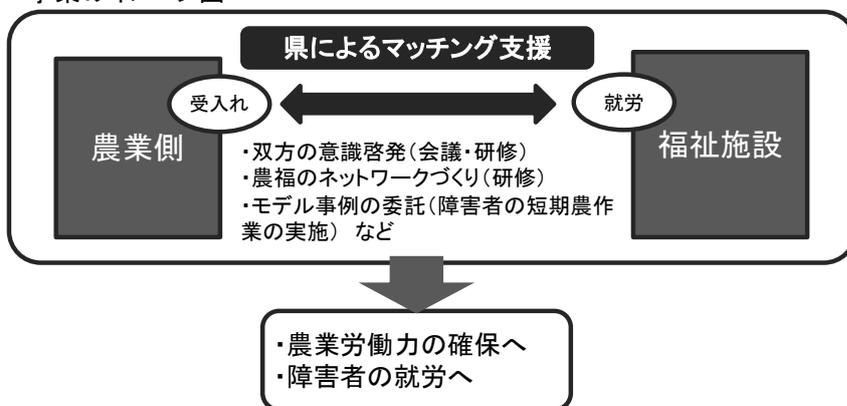
3 農業行政における支援（平成27年度実施事業）

○ 農福連携による障害者就労促進事業【重点】

農業分野における障害者就労促進によって農業労働力を安定的に確保するとともに、障害者に就労の場を提供し、共生の関係を構築するため、農業と労働・福祉・教育との連携促進、農業側の障害者受入支援、農業と福祉とのマッチング活動を実施します。

具体的には、平成26年度に実施した農業側の障害者の受入れに対する意識啓発や農福のネットワークづくりなどの取組を継続します。また、各地域県民局で実施した農業就労モデル事例の検証を踏まえ、モデル事例の周知を行うとともに、障害者の通年での就労形態や農閑期の対応などの課題について検討します。

事業のイメージ図



4 福祉行政における支援（平成27年度実施事業）

教育・就労等の関係機関との連携を促進させ、事業者が実施する一般就労に向けた取組とあいまって、1人でも多くの利用者について一般就労に結びつくよう、また、一般就労に伴う日常生活、社会生活上の必要な支援を実施することで、障害者の一般就労後の職業生活における自立を図るための環境を整えます。

また、障害者就労継続支援事業所における工賃の向上を図るための取組を行い、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図ります。

○ **障害者就労継続支援事業所経営力向上支援事業【重点】**

障害者の工賃の向上を図り、障害者が地域での生活に移行するための基盤づくり及び障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を図るため、障害者就労継続支援事業所の経営者や管理者等を対象とした経営力向上に向けた研修会を開催するとともに、共同受注調整体制整備に係る初度経費に対する助成や民間事業者に対し中小企業診断士等を派遣し、助言を行います。

① **障害者就労継続支援事業所経営力向上研修**

各事業所の経営者や管理者等を対象として、工賃向上計画の作成や計画に沿った事業の進め方について必要な基本的管理会計の知識を身につけ、経営ノウハウなどの経営面からの助言・指導を受けることができるよう、障害者就労・雇用の経営アドバイザーによる「工賃向上計画策定とPDC Aサイクル実践」をテーマとした研修を開催します。

研修実施に当たっては、社会福祉法人青森県社会福祉協議会に委託して行います。

② **民間事業者による共同受注窓口の体制整備支援事業**

障害者就労継続支援事業所に対する供給物品の大量受注等に対しては、共同受注窓口を設けることが効果的であるとされています。平成26年度に、共同受注窓口連絡会議を開催し、共同受注調整体制整備の契機となったことから、平成27年度は、本格稼働に向けた支援を行うこととし、障害者が積極的に地域に出るきっかけとなるよう、障害者の就労活動の一環として、主に商店街で実施する共同受注窓口等の活動に係る初度経費に対する助成を行います。

また、共同受注調整体制整備に当たり、地域の実情に合わせた窓口運営ができるよう、各民間事業者に対し中小企業診断士等による助言を行います。

青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画）策定経過	
年 月 日	内 容
平成26年12月17日	第1回青森県障害者施策推進協議会
平成27年 2月25日～ 平成27年 3月10日	パブリックコメント
平成27年 3月18日	第2回青森県障害者施策推進協議会

青森県障害者施策推進協議会

- 1 設置根拠 障害者基本法第36条第1項
- 2 設置年月日 平成6年6月1日
- 3 担当事務 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定により次の事務をつかさどる。
 - ① 県障害者計画に関し、障害者基本法第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - ② 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - ③ 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 4 委員構成 関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 5 定数・任期 16人以内 2年
- 6 委員名簿（五十音順 平成27年3月）

氏 名	役 職 等
相場 博	一般社団法人青森県建築士事務所協会会長
浅利 義弘	一般社団法人青森県ろうあ協会理事
磯辺 登志子	青森県精神障害者福祉事業者協会理事
奥村 謙	弘前大学大学院医学研究科教授
切田 照男	公益社団法人日本てんかん協会青森県支部長
高坂 芳男	青森県精神保健福祉会連合会理事
白戸 幸雄	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会理事
谷川 幸子	青森県重症心身障害児（者）を守る会会長
富田 英晴	青森労働局職業安定部長
中村 智佳子	社会福祉法人田子町社会福祉協議会事務局長
橋本 伸夫	八戸市福祉部障がい福祉課副参事
福井 宏郷	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会副会長
○前田 晶子	元青森大学教授
◎前田 保	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長
三上 瑛子	青森県自閉症協会副会長
山本 富士子	青森県社会福祉施設経営者協議会理事

◎会長 ○副会長

「青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画）」

発行 青森県健康福祉部障害福祉課
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9307 FAX 017-734-8092